

# 大川市議会第2回定例会会議録

平成24年6月14日大川市議会議場に出席した議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

## 1.出席議員

1番	内藤栄治	10番	箴島かおる
2番	吉川一寿	11番	岡秀昭
3番	古賀龍彦	12番	石橋正毫
4番	池末秀夫	13番	井口嘉生
5番	水落常志	14番	永島守
6番	石橋忠敏	15番	福永寛
7番	今村幸稔	16番	古賀光子
8番	中村博満	17番	川野栄美子
9番	平木一朗		

## 欠席議員

なし

## 2.地方自治法第121条の規定により出席した市吏員

市	長	植木光治										
教	育	長	石橋良知									
会	計	管	理	者	長	宇木博子						
(兼)	会	計	課	長								
消	防	長										
(兼)	警	防	課	長	田中晴彦							
経	営	政	策	課	長	中島久幸						
総	務	課	長									
(併)	選	挙	管	理	委	員	会	事	務	局	長	今泉貞則

企 画 調 整 課 長	本 村 和 也
市 民 課 長	田 中 良 廣
健 康 課 長	田 中 嘉 親
農 業 水 産 課 長 ( 併 ) 農 業 委 員 会 事 務 局 長	添 島 清 美
ク リ ー ク 課 長	古 賀 政 彦
都 市 建 設 課 長	石 橋 徳 治
ま ち づ く り 推 進 課 長	宮 崎 博 巳
上 下 水 道 課 長	武 下 知 寛
消 防 本 部 総 務 課 長	大 淵 慶 人
学 校 教 育 課 長	持 木 芳 己
生 涯 学 習 課 長	古 賀 収
監 査 事 務 局 長	石 橋 新 一 郎

3 . 本議会の書記は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	古 賀 文 隆
議 会 事 務 局 書 記	永 尾 龍 之 介
議 会 事 務 局 書 記	和 田 孝 紀
議 会 事 務 局 書 記	古 賀 章 子

4 . 付議事件

1 . 一 般 質 問

## 5 . 一般質問通告

発言 順位	議席 番号	氏 名	質 問 要 旨
1	6	石 橋 忠 敏	1 . 花宗川新橋水門強制排水ポンプについて 2 . 24年度目玉事業のあり方について
2	17	川 野 栄美子	1 . まちづくりと情報の共有について 2 . 大川市教育振興について
3	3	古 賀 龍 彦	1 . 中学校の武道必修化について 2 . 生活支援バスについて
4	11	岡 秀 昭	1 . 中学校における学校適正配置計画について
5	12	石 橋 正 毫	1 . 新橋川改修計画について

午前9時 開議

議長（中村博満君）

皆さんおはようございます。各位の御参集、感謝申し上げます。

出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

それでは、日程に従い、これから一般質問を行います。この際お願いいたします。

一般質問の発言時間につきましては、答弁を含め1時間30分程度でお願いしたいと思っておりますので、この点、執行部におかれましても何とぞ御協力のほどをお願いいたします。

それでは、順次発言を許します。まず、6番石橋忠敏君。

なお、一般質問に先立ち、資料の配付依頼がありましたのでお配りしておりますので、さよう御承知おきください。6番石橋忠敏君。

6番（石橋忠敏君）（登壇）

おはようございます。議席番号6番の石橋ですが、こたびの一般質問については、行政のやる事業じゃなくて県のやる事業についての新橋川の排水ポンプ設置について、二、三質問させていただきたいと思っております。

私は、この排水ポンプの設置については全く反対どころじゃなくて、絶対的に必要だと思う賛成論者なんですけど、その内容的なものについて私自身納得できないというか、こういうふうなことをやっていたら、逆に、防災の意味を兼ねている事業がかえって人災的な事業になりかねないと、そういう思いの中で今回一般質問をさせていただきます。

まず、新橋川排水ポンプ場設置計画において、本当に大川市及び花宗川沿線の地域を水害から防ぐための計画なのか、私自身大いに疑問を感じるのであります。ほかの地域の国、県が事業主体として設置している排水ポンプ場のデータと、本件、花宗川水系となる現場状況を調査した上で、この事業がなされれば、防災どころか三又、大川市内全域及び花宗川水系の沿線の地域は有事の際、万が一ですね、有事の際には人災的大洪水になりかねないと、そういうふうを感じるもんですから、細かいことについての詳細は自席にて質問させていただきます。その上で、適切な市民の財産、生命を水害から守るべき事業の要望を行政及び国に対して強く要望するものであります。

今回の事業を私なりに内容的に聞かせてもらった限りでは、これはあくまでも私の推測ですけど、万が一、大川地域に大洪水が発生した場合において、行政ないし国、県はただ単なる災害時における逃げ口実をつくるような事業じゃないかなと、そういうふうにも感じるんです。なぜかという、今皆さんが御存じのように、この大川地区に関しては排水ポンプ場の設置というのは全くありません。私、皆さんに対して、何というですか、設置図とか、いろんなものを私手元に持っておるんですが、柳川地区は柳川地区で排水ポンプ場がずらっとあります。佐賀地区もあります。城島地区もあります。ただ、大川地区だけが歯がかけたように全くないんですね。ない。もしくは、大洪水とか災害が発生した場合においては、行政は当然、地元市民から批判を受けます。でも、今回の8トンというポンプを設置した以上は、大洪水が起きようが何しようが、国、県行政は排水ポンプ場は設置しているじゃないかと、想定外の雨量によって洪水が発生したんやと、だから前後を考慮します、東北大震災と同じような行政のやり方をやると思います。でなくて、そういうふうには、これは私の憶測ですけど、逃げ口実をつくらせるような内容やなとか、もしくは花宗川改修工事に基づく中断しているあの事業を遂行するために、あめ玉をしゃぶらすような子供だましのような事業じゃないかなとか、私なりにちょっといろんな憶測の中でしゃべっていますが、これは具体的な裏づけのあるものじゃないんで、これはあくまでも私見ですから、この辺は御了承してください。ただ、私自身がそう感じるんです。

だから、皆さんも今から行政の方たちと、あくまでも県の事業の中の出先機関としての行政としての意見を私は一般質問の中の質問事項として担当課長とかその方たちと一問一答の質問をやりますので、その中で内容的に皆さんが把握してください。

それから、通告の中に給食センターとか大学とか今回の24年度の目玉事業についてのあり方についてということを通告していますので、これは通告しているんですけど、これは後回しにして、この強制排水ポンプの設置についてのほうで時間がかかると思いますので、後の目玉事業についての質問はもしくはできないかもわかりませんが、目玉事業の二、三の項目は、給食センター方式、この給食センターの問題、この問題については、これはもう既に議決を経ていることであり、事業が開始するもう寸前に来ていますので、その問題についてはうやむや私も言うつもりはないんですが、この問題について本当に行政はどう考えたのかということで、1足す1は2、2引く1は1、明確な事実だけを質問としては聞きたいと思っておるんですけど、これは時間がなかったらしません。

それから、大学の件なんですけど、24年度の予算において大学の学部増設に伴い3億円を限度とした融資を、これも可決しました。しかし、このような市民の血税の使われ方に私自身は大いに疑問を感じているので、自分なりに、これも議決を経ている問題ですから、これをどうこうとやかく言う部分じゃないんで、私自身が疑問を感じて、こういう血税の使われ方はいいのかと、税金の使い道はこういうふうなのでいいのかなという私自身の納得できない部分があるので、これについても二、三質問をしたいと思っておりますけど、これもさきの排水ポンプ場の件が時間がかかった場合は省略させていただきますので、皆さんも、特に執行部の方は私の質問内容を今配付している排水ポンプ場の能力、そういう事業主体、いろんなことを書いてありますけど、その中の一問一答で私はやりたいと思っておりますので、行政の方々はよく頭に入れて、今後行政としてどう動くべきかをよく考えてください。

これにおいて壇上での質問を終わります。あとは自席にて質問させていただきます。どうも。

議長（中村博満君）

市長。

市長（植木光治君）（登壇）

おはようございます。

市長に就任して以来、最下流で難儀している三又にポンプを入れたいと、そういう思いで

努力をしてまいりました。私だけではなくて、議員の皆さんとも、それこそ何遍も何遍も霞が関、永田町、陳情に行つてまいりまして、そして、ようやく今回、国の重い大きな扉が開いたということであります。

いろいろ言っておられますけれども、言われましたけれども、まずそのことにつきまして、まずいろいろお答えを申し上げる前に、ちょっと議員の感想を聞かせていただきたいと思ひます。その後で。（「もう一回言うてください」と呼ぶ者あり）今、私が申し上げたことについて、もう一回言いますと、市長就任以来、ずっと三又に、最下流で、水で難儀しておりますからね、何とかしてポンプを入れたいと、そういう思いでやってきました。その過程では、私だけの努力ではなくて、議員ともども、永田町、霞が関、もう何遍も何遍も陳情に行きました。そして、今回、国の大きな、ある意味では非常に重い扉が開いたんです。そのことにつきまして、まず議員はどういうふうに評価というのか、考えられるのか、そこをちょっとまず最初に、そこだけ聞かせてくれませんか。よございますか、議長。（「議長、何か答えてくれと言ひよらすけん」と呼ぶ者あり）

議長（中村博満君）

では、発言を許します。6番。

6番（石橋忠敏君）

わかりました。市長がそういうふうに永田町とか、そういうところに再三再四陳情で、ほかの議員の方とか、ほかの執行部の方とかで行かれていますことは十分私も評価します。まして、この排水ポンプ場というのの設置というのは（「もうそれだけで結構です」と呼ぶ者あり）えっ。（「評価をしていただいていると、そういうことですね」と呼ぶ者あり）だけん私は評価します。ただね、あと一言。この陳情のあり方が少しずれていたんじゃないかなと、私はですね。それは今度の一般質問の一問一答の中で私質問します。（「それは後でどうぞ」と呼ぶ者あり）はい、いいです。（「そのくらいでお願いします」と呼ぶ者あり）

市長（植木光治君）（登壇）続

新橋川水門の排水機の設置につきましては、大川市といたしましても、先ほど申しましたように、長年の懸案事項でもありまして、国、県に対し繰り返し要望を行つてまいりましたが、やっと先ほど言ひましたように国の扉が開きまして、排水ポンプの設置が決定をいたしました。ポンプの規模、能力につきましては、事業主体である県が国と協議をして設定をされたというふうに承知をいたしております。

それから、目玉事業のことにつきましては、あと時間があれば本格的に自席からということでもありますけれども、とりあえずちょっと御質問いただきましたので、簡単に説明なりさせていただきたいと思います。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

まず、国際医療福祉大学への補助金についてでありますけれども、地方自治体間では地域活性化のため、企業誘致への取り組みだけではなくて、大学誘致のためにもさまざまな誘致活動が行われております。特に、鉄道、高速道路、新幹線などの交通インフラに恵まれていない本市においては、より多くの努力をやらないと、企業誘致も大学誘致につきましても他の自治体に太刀打ちできないという状況があります。

そのような中に、平成17年に本市に開講いたしました国際医療福祉大学は、現在、学生数が700余名の大学として、本市にとって大きな経済効果だけではなくて、大学があるまちというイメージの向上や、多くの学生でまちに活気が感じられて、地域活性化にも大きく寄与をいたしております。経済効果につきましては、現在の700余名の学生のうち約半数が市内に住んで主な消費活動を行っておりまして、市外居住の学生、大学職員の消費活動も含め、年間に約480,000千円の消費活動に加え、大学が消費する教育支出がっております。また、学生、教職員が市内に居住することにより地方交付税の増額が年間約36,000千円、アパート建設に伴う固定資産税の増により年間約9,000千円の税収効果があり、これらを合計いたしますと、年間約750,000千円の経済的な効果があると試算をいたしております。

さらに、大学での公開講座、基幹産業との共同研究がなされるなど、本市にとって長期的にもさまざまなメリットがあります。

そのような中で、大学で新しい学部学科の増設についての検討が行われているとの話がありましたことから、この機会を生かすために大学に要請を行い、企業誘致的な支援策として、平成24年度予算で平成29年度までを期間とした債務負担行為として、さきの3月議会で御審議をいただいたところで、議決をいただいたところであります。

同大学は本市のほかに栃木県大田原市の本校のほかに、神奈川県小田原市、福岡市にもキャンパスが開設をされておまして、新学科の増設地をどこにするかに当たっては、学生の需要が多い関東地方でやったらどうかという意見もある中、おかげさまで本市の誘致策が功を奏し、3月末の大学理事会で大川キャンパスへの新しい学科増設が決定されたところであります。

なお、大学誘致の近隣の事例につきましては、新聞記事等によりますと、大牟田市では大

学の学部学科増設のため、用地及び環境整備のために約 8 億円、みやま市でも大学誘致のための用地及び環境整備として約 6 億円の実質的な支援を行っているとのこととあります。

予算につきましては、限られた財源を有効に活用することを常に念頭に置き、大学への補助につきましては、前回の平成17年度からの補助は3カ年度で行ってりましたが、市の毎年度の財政負担を少しでも減らせるよう、今回は5カ年度での分割補助とした債務負担行為としたところであります。

今後、大学の新しい学部学科開設により、4年後には学生数は1,000名を超える大学として、本市へのさらなる経済効果と地域活性化を期待するものであり、将来的にはその効果を市民に還元できるものと考えております。

それから、目玉事業の台北であります、これもよろこばれますか。

国内の経済は、デフレ、円高、経済のグローバル化等の要因により、景気の低迷が依然続いております。また、本市の基幹産業であるインテリア産業も、国内での産地間競争では勝ち残りましたが、景気の低迷や少子化等により国内マーケットが縮小する中、住宅様式の変化やライフスタイルの多様化を初め、消費者のニーズや価値観の変化などにより、なお厳しい状況が続いております。さらに、海外からの安価な家具が大量に輸入され、苦戦を強いられているのが現状であります。

そのような中で、国内向けの戦略としては、イメージアップ事業のテレビCMスポットやネットマーケット事業等を展開し、さらに地場産品を持つ自治体で連携するジャパンメイドネットワーク事業の構築を進めるなど、国内マーケットの対策を進めているところであります。

また、三池港や有明海沿岸道路などのインフラが整備され、輸入家具等で苦戦している産地大川としては、これを反転攻勢の足がかりとして、海外へ打って出る時期に来ているのではないかと考えているところであります。

そこで、国内マーケット対策とあわせて、国外マーケットの確立という新たな対応が必要と考えますが、その戦略的な手だてが必要であります。海外事務所設置の目的と主な活動は、現地における迅速かつ的確な情報収集、現地行政・公的機関や企業等とのフェース・トゥ・フェースによる協力・連携関係の構築で商機をつかむことができるものではないかと思っております。

手をこまねいては現状を打破することはできませんので、高い壁ではありますが、そ



れに挑み、乗り越えることにより新しい成長があると思います。

本市のような小さな自治体といえども、インテリア産業という特殊性を生かしての海外進出は、決して手の届かない事業ではないと考えております。

そこで、海外の拠点として、さてどこに打って出るかというのが課題であります。親日的であり文化に対する親和性の高い台湾は、1人当たりのGDPも高く、2011年の経済成長率は4%台であり、2,300万人のマーケットは、マーケットの規模としては手ごろでありニーズ等が把握しやすいと考えられ、輸出を促進するために海外に打って出る突破口として台湾にターゲットを絞ったところであります。

また、福岡県におきましても、成長著しいアジア諸地域との経済交流を促進しており、アジアの中でも台湾は、貿易や企業進出など、経済面や文化面におきましても非常に親日的であり、特に関係の深い地域として着実に経済・文化交流を積み重ねてきております。

期待される効果といたしましては、伝統に裏打ちされた人や環境に優しい付加価値の高い大川の家具を中心とするインテリア商品を初め、大川産の物産や農産物等の販路と需要拡大、また、ビジネスや観光客の来市、市に来ていただくことによる経済効果、さらに人材交流、文化の交流も見込まれます。

海外に独自に事務所を設置している自治体につきましては、福岡県内では福岡県が中国の香港など3都市、福岡市が韓国の釜山広域市など2都市、北九州市が中国の大連など2都市となっており、各事務所の具体的な活動内容といたしましては、地元企業のビジネス展開の支援や地場産品の販路拡大、経済協力事業の推進等を行っているところであります。

実は、このことにつきましては、昨日の産経新聞を読まれたかもしれませんが、ここに九経連が台湾のいわゆるそういう団体ですね、中華民国工商協進会という名前だと思っておりますが、性格は多分経済団体、九経連のようなものだと思いますが、ここと提携を結んだという記事がございました。ちょっと紹介させていただきます。（「議長、できれば時間がないのでね」と呼ぶ者あり）すぐ終わります。（「先に排水ポンプをやりましょう」と呼ぶ者あり）

こういう記事です。ちょっと紹介させていただきますね。

九州経済連合会の松尾新吾会長らが12日、台北市を訪問し、台湾側の経済団体、中華民国工商協進会との間で経済交流に関する覚書に調印した。同市内で行われた調印式には、九州側は松尾会長、これは九電の会長ですが、台湾側からも何とかという方が、駱錦明理事長ら

が出席した。覚書は、九州と台湾の経済協力促進、協力パートナーの相互紹介によるビジネス機会の創出、両会員企業の相互訪問の支援、貿易投資促進のための情報交換が主な内容。中華民国工商協進会は、台湾の大企業、中小企業の約1,500社の会員を抱え、政府への政策提言や国際的な産業協力、中国との間の経済交流を担っていく云々かんぬんとあります。つまり、どこに出ていくかというのが一つのポイントではあったんですけども、こういった状況を見ておりますと、やっぱり九州の経済界におきましても、台湾というのは重要なビジネスのパートナーという認識がありまして、九経連なんかからの御協力もいただけるんじゃないかというふうに思います。

それから、学校給食につきましても、もうせっかくでございますから、ちょっと教育長から簡単に答弁をさせていただきます。

以上であります。

議長（中村博満君）

教育長。

教育長（石橋良知君）（登壇）

失礼いたします。御指名をいただきましたので、発言させていただきます。

学校給食センターについての御質問についてお答えをいたします。

まず、本市の小学校給食につきましては、各学校で正規職員2名を中心として調理する自校調理方式により、完全給食を実施してきたところであります。

一方、行政改革大綱及び定員管理適正化計画に基づき、行財政運営の効率化を図る観点から、平成17年度より、正規の給食調理員の採用を中止しており、給食調理員の人数は減少してきているところです。

このような中で、平成23年度に複数の早期退職者を生じたことから、一部の学校で自校調理方式が困難な状態となり、平成24年度から過渡的に小学校2校において、親子調理方式を導入しているところであります。

今後、これまでの退職者不補充措置を踏まえ、将来を見据えた調理業務の運営体制の見直しが避けて通れない状態となっているところでございます。

また、施設面においては、近年の食の安全、安心が求められる中、国が進める学校給食に対する安全管理基準も一層高度化してきており、その基準に対応するためには、既存の小学校給食施設を抜本的に大規模改造しなければならない状態となっております。

これらの課題を踏まえ、将来にわたって安定かつ継続的な学校給食を提供し、人件費や施設管理費などのコストの適正化を図るため、分散した給食施設ではなく、効率的な運営を目指し、可能な限りの給食施設集約化を図ることが最も望ましいと考えております。

また、中学校給食については、これまで家庭弁当のよさから弁当持参を奨励し、ミルク給食のみを実施してきたところではありますが、近年の社会情勢の変化や生活様式の多様化の中で、食生活や食習慣の乱れが大きな問題となっており、これまで以上に食育の推進が求められています。

これらを背景として検討された大川市立中学校給食検討委員会からの報告を受け、教育委員会において、中学校の完全給食の実施及び給食施設としてコスト面、運営面でも効率的であるセンター方式が適切であるとの大川市立中学校給食実施方針を本年1月に決定したところであります。なお、県南9市のうち中学校の完全給食を実施していない自治体は本市を含め2市であり、ほとんどの自治体が完全給食を行っている状況であります。

以上申し上げました小学校給食施設の集約化及び中学校給食のセンター方式という2つの課題を同時に解決するため、議会からの御意見等もいただきながら、教育委員会において、本年5月に策定した、仮称ですけれども、大川市学校給食センター整備基本構想の中で、小学校、中学校の給食を一つの施設で調理を行い、安全、安心を確保する観点から、センター方式で整備することとしたところであります。

なお、学校給食センターの整備費といたしましては、建物建設費と厨房機器等の設備費を合わせて、現時点での試算では約6億円となっておりますが、市の実質的負担としては、国の補助金と交付金が入ってきますので、約4億円と見込んでおります。これらの償還は25年間で予定し、年間24,000千円程度の支出を考えておるところでございます。

いずれにいたしましても、今後、基本構想をもとに基本設計、実施設計を進める段階で施設、設備等の十分な検討を重ね、経済性、効率性等を考慮しながら、平成26年度の供用開始を目指して整備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

議長（中村博満君）

6番。

6番（石橋忠敏君）

御答弁ありがとうございました。教育長の説明とか市長の大学の説明とか、そういうのは

私なりに把握しているし、事前の説明において把握していたので、ただ短絡的な質問をしたかっただけなので、ただ、時間がないので、先にこれ行きましょう、排水ポンプ。

排水ポンプは、市長が先ほど言われたように、陳情話、確かに陳情へ行かれて、市長のお力というか、市長の努力というのは私も多少認めております。ただ、その陳情のあり方については、私自身は先ほどちょっと一言答弁したように、従来の本来の陳情のあり方というのはこういうものじゃないんじゃないかなと、そういうことも私この一問一答の中に入れていきますけど、せっかく国交省なり中央の官僚のトップあたりが何らかの形で前向きに排水ポンプの必要性を認めたということについては、市長のお力というか、市長の努力の結果だと思います。確かに思います。ただ、本当にこれが大川市、ひいては大木町、筑後市、このかわいの花宗川沿線の田畑、家屋、人命、そういうものに関して本当に防災の意味をなしているのかということになると、ちょっと私自身はいろんな角度から調査した中で、市長の陳情のあり方についてはちょっと疑問を抱いている部分があるので、これは一問一答の中で説明させていただきたいと思います。

では、まず、細かいことから確認作業をさせていただきますけど、担当課長をお願いします。

花宗川水門に設置される予定の排水ポンプ場の目的は、これは県の事業ですから詳しくまではわからないと思うんですけど、（「新橋川」と呼ぶ者あり）あっ、済みません、新橋川ですね。新橋川の設置される排水ポンプ場の目的、わかるだけでいいですからお答えください。

議長（中村博満君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

花宗川から新橋川への分流による水位の上昇を抑える目的で設置すると聞いております。

議長（中村博満君）

6番。

6番（石橋忠敏君）

わかりました。これは分流する際の水量が新橋川に流れ込むから、その分の排水という目的の中で設置されるのが大々的なものだと、そういうふうに解釈しましたが、そうですね。じゃ、（「ちょっと」と呼ぶ者あり）ちょっと待ってください。えっ。いや、ちょっと待って。私が言っているのは、大川市内全域の花宗川沿線の水害に対して、防災に対して、この

水門ができるのかなと。どっちの目的でされるのか、私自身もちょっとつかみどころがなかったもんですから、今確認しましたので、それでいいです。

じゃ、次に質問します。

花宗川水門における排水ポンプ場のポンプの能力、その能力はどのような水量計算でなされたのか、お答えください。

議長（中村博満君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

これは事業主体の県と国とが協議して決めておりますが、過去の主要洪水及び大潮満潮時の筑後川水位を組み合わせて25ケースでシミュレーションしたと聞いております。

具体的には、家屋浸水実績のある平成16年6月洪水と同規模程度の雨が降ったときに大潮満潮時と重なるケースでの計算だそうです。

議長（中村博満君）

6番。

6番（石橋忠敏君）

わかりました。では、計画水量というのは私たちもちょっともう少し勉強しないとわからないんですけど、ポンプの能力は8トンですよ。そうすると、今言われる平成16年か、その時期の雨量と満潮高潮の時期を見据えた中での水量ということですけどね、それでわかりました。

じゃ、これは昨年まで花宗川改修工事についての説明会では排水ポンプ場の計画は一切なかったんですけど、急遽計画に加えられたのはどういう経過があるのかなと。私も国交省なり、すべての県というよりも、国の事業に関しては10年ないし30年、50年の計画過程の中で物は工事がなされると私自覚しているんですけど、であれば、昨年までの間に花宗川改修工事の事業説明の中で、この排水ポンプの話があってもよかったんですけど、急遽こういふふうに計画に加えられた、この理由を教えてください。

議長（中村博満君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

まず、災害の確率年の問題ですが、内水を排除する場合の計算は、通常10年確率と申しま

して、10年に一度の洪水というのを想定しております。ただし、筑後川本川自体につきましては30年確率でございます。（34ページで訂正）

それから、どうして急にできたかということについてですが、これはもう今までずっと国、県に対しては要望を続けておりましたが、地元の、特に三又地区の常時浸水被害があると、そういう状況を踏まえました昨年の建設要望の成果だと考えております。

議長（中村博満君）

6番。

6番（石橋忠敏君）

今の答弁では三又地区と。では、一つ一つの中でいろいろちょっと多少食い違いがあるようですけど、今言われる三又地区の防災を考慮しての排水ポンプの設置というような形なんですけど、これは急遽それを加味した中で計画の中に加えたということなんですけど、じゃ、排水ポンプと新橋川の分流工事と併用じゃなくて分離してでもやるんですか、これは。ただ、その点をちょっとお聞かせください。

議長（中村博満君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

これはあくまでも分流によるということが前提だそうでございます。

議長（中村博満君）

6番。

6番（石橋忠敏君）

分流が原点だと。分流事業を、ちょっと私、いろいろ難しい話はわかりませんが、あの分流をするということに基づいてポンプを設置するということなんですよ。であれば、今先ほど私が質問をするように、あの分流地点をつくらずに三又地区の水害を防ぐために排水ポンプをつくるんじゃなくて、分流をつけることによって花宗川から新橋川に流れ込む、この水量を排出するとか処分する、そういう目的の中でやるということですね。

議長（中村博満君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

少し花宗川改修計画を説明させていただいたほうが、ちょっと皆様にもわかりやすいと思

いますので、ちょっと説明させていただいてよろこびますでしょうか。

議長からお許しをいただいておりますので、ちょっとパネルを使いましてお答えをさせていただきます。（「何を」と呼ぶ者あり）分流というお話をですね、ちょっと皆様方にわかりやすく。（「それ上げとってください、私もそれ必要やから」と呼ぶ者あり）

（パネルを示す）これが筑後川でございまして、上が上流、下が下流です。そして、これが花宗川本川でございまして、これが出口の花宗水門、これが宮前小学校の東側、新酒見堰です。そして、現新橋川がこの水色の部分ですけど、流れておりまして、新橋水門に出ています。ここにポンプ場、これは上か下かわかりませんが、ポンプ場ができる予定です。この新橋川の途中に国営水路の大溝線というのが流れ込んでおります。今のところは、この水だけなんですけど、将来的にはここから90トンを超えた分だけこちら側に分水するという計画でございまして。常時60トン流れると、150トンを90と60とに分かれますが、常時60流れるということではなくて、それは超えた分だけということでございます。

議長（中村博満君）

6番。

6番（石橋忠敏君）

確かに説明はわかります。今私が答えているのは、その赤い部分の工事と排水ポンプと併用してやるのか、それともその工事は工事、排水ポンプは排水ポンプとして三又地区のためにやるというのか、このどちらかということに対しては、教えてください、もうそういういふような説明はね、時間がない。

議長（中村博満君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

あくまで分流計画という中でのポンプ設置と聞いております。（「はい、それでわかりました。じゃ、国県道の 石橋係長、それそこ置いとってください」と呼ぶ者あり）

議長（中村博満君）

6番。

6番（石橋忠敏君）

わかりました。いろいろ説明はね、もう二重も三重もいろいろ何回も聞いているので、その意味はわかるんですけど、これは私、一般質問の中で一問一答をやっているのは、今後ど

う行政が対応して県・国に対して陳情、要望を上げるべきかということのための質問ですから、わからない部分を聞いているのであって、今言うような説明は再三聞いています。

では、次の質問に行きます。その問題については、課長、まだ後の質問の中で出ますから。

1つ大きな問題、なぜ大川地区にだけ強制排水ポンプ、排水ポンプ場が設置されていないのか、これについてお答えください。

議長（中村博満君）

市長。

市長（植木光治君）

それがまさに我々が霞が関に陳情してきたポイントなんです。つまり、潮どきづかえという言葉があります。潮どきづかえ。潮どきづかえというのは、江戸時代から伝わっている言葉ですが、要は、有明海6メートルの干満の差があります。河口のこのあたりは有明海6メートルの干満の差のバックウオーターを受けますから、5メートルぐらいの潮汐の振動があるんですね。河川の水面が五、六メートル動くんです。1日に1回 2回か。ところが、水を川から出さなければならぬのは、雨の降りようによっていつでも出さなくてはならない。ところが、満潮のときには出せないんですね、昔から。そのことを、そういう難儀を潮どきづかえという言葉でその難儀をあらわしてきたんです。そのことを霞が関に私はずっと言ってきた。この地域は筑後川の最下流で、なおかつ有明海の特異な6メートルという日本一の干満の差の影響を受ける、治水上一番難しいところであるにもかかわらず、水門はつけてもらったから逆流はないんですけれども、出さなければならぬときに出せない、そういう治水上一番難しいところに何でポンプがないんですかという話をずうっとしてきました。そのあたりが突破口になったと私は思っています。

議長（中村博満君）

6番。

6番（石橋忠敏君）

細かい数字上とか地形の説明はわかりますけど、私が言っているのは、なぜ大川地区だけ排水ポンプ場ができないかというのは、柳川地区は、後の質問で聞くけど、排水ポンプ場は何個あるかということですよ。柳川地区に限らず、今度は大川を挟んだ城島地区、城島地区には強制排水ポンプがある。対岸の佐賀地区にもある。先ほど壇上で言ったように、歯がかけたように大川地区だけがない。この理由は、簡単ですよ。簡単。なぜかと。これも後で質



問するけど、何か一遍に言わにゃいけんようになるけど、これはね、国営水路の事業の一環として、内水面に降った雨水を処理するための湛水事業として国営水路と継続してやらにゃいけん。これを大川市行政は、その当時の計画の段階の中で、5.55%の受益者負担か、という形の負担金を出し惜しんだか、結局、15年先の今の現状の自然の水量、雨水の関係を把握できなくて、危機感を感じずにぐずぐずぐずぐずしていたからこの事業が終わったんですよ、国営水路の事業が。この事業が終わったからもうだめですよとされているのが大川市なんですよ。

じゃ、植木市長が言うように、有明海の干満の差の何たるかというのはもう百もわかっていますよ。ただ、私が言っているのは、そういう説明じゃなくて、柳川地区にもある、ひいては今度上流である久留米地区にもある、対岸の佐賀地区にもある、大川だけがなぜないのかというのは、大川の行政のミスですよ。だから、ミスをとやかく私は言っているんじゃない。その後において、私はこれの対応というか、代案というのを私は後で述べますが、一つ一つまず聞いてください。もういろんな時間がないから。

私、課長に対して質問しているんですからね。市長がそういうふうなね、大川にはない、陳情するときにはですよ、何で言わんとですか。うちの行政の、さきの、昔の行政が国営水路事業の中の一環として湛水防除事業という形で強制排水ポンプまで設置するように要望をし損ねて、5.55%の財政を惜しんで、ぐずぐずしとって、こういうふうなミスがありますよ。じゃ、それはそれでうちの行政のミスですから、今10年、15年たった現状では、いろんな自然環境の状況を考えると、大川だけない、こういうふうにして国営水路がぼんぼんぼんぼんできる。できることによって筑後かいはいの水は一気に大川に寄せる。寄せるところで出すところがない。出すところがないから、このままの現状では大川は水浸しになる。ならないようにどうかしてくれという陳情があって当たり前ですよ。だから、設置されていないのは、私が答弁してあげます、逆に。国営水路の時点で、そのポンプ場の設置の要望を上げていなかったからですよ。

次に、柳川、調べられておると思うんですけど、じゃ、有明海沿岸にある柳川地区に排水ポンプ場は幾つあるのかお答えください。

議長（中村博満君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

ただいまの質問の前に、ちょっと先ほどの件で1点だけ。(発言する者あり)

当時、国営事業があつておるときには大川市のほうからも要望をされたと聞いております。そして、事業主体である国、農林水産省のほうの水理計算の結果、必要ないという判断をしたというふうに私は聞いております。

それから、ただいまの質問で、柳川市、多分旧柳川市の分だと思いますが、ポンプ場の数につきましては、私が調べているのは7カ所でございます。ここにきょう資料を配られておりますが、これと同じでございます。

議長(中村博満君)

6番。

6番(石橋忠敏君)

わかりました。その国営水路の私が言っている部分については、私も私なりの意見、課長は課長なりの聞き及んだ意見、私もね、やはりそういう関係者から実際聞いた話ですから、お互いが裏づけ云々にはちょっとないから、私の質問の7つあるということですよ。柳川地区には7つ。

じゃ、次に、柳川地区の排水ポンプ場の計画排水量及び設置されているポンプの能力をお答えください。1カ所1カ所お願いします。

議長(中村博満君)

都市建設課長。

都市建設課長(石橋徳治君)

ここに資料がございますので、このとおりでございますけど、磯鳥排水機場が計画排水量、毎秒ですが22.94トン、ポンプは3トンが2機で毎秒6トンです。それから、小坪排水機場、計画排水量が毎秒50トン、ポンプは2.5トンが2機で5トンでございます。それから、六双排水機場、計画排水量20.5トン、ポンプは4トンが2機で8トンです。昭代5号、以下ちょっと省略します。計画排水量15.4トン、ポンプは5トンが2機で10トン。昭代4号、計画排水量10トン、ポンプ能力2.5トンが2機で5トン。昭代3号、計画排水量25トン、ポンプは5トンが2機で10トン、昭代6号、計画排水量15.3トン、ポンプ能力は2.5トンが2機で5トン。

以上でございます。

議長(中村博満君)

6番。

6番（石橋忠敏君）

今課長の答えたとおりだと思いますけれども、私が配付しているこの表を見てください。これについては、すべてが 国交省の事業というのは蒲田津、これだけしか国交省の事業がないんですけど、本来はこういうクリークとかいろんな問題の中では、農政のほうで国営水路についての要望を上げたけど、大川は要らんと言われたと、必要ないということですけど、すべての事業が農林水産省事業なんですよ、これ。国交省事業じゃないんです。これは後に私も、湛水防除事業というのは農林水産省の雨水対策についての事業ですから当然だと思うんですよね。これについて、例えば、柳川地区の22.94に対して6トンの能力、これは4分の1ですか。それから、50トンの水量を持っておる小坪、これは5トン、5トンということは10分の1。六双は20.5トンで8トン、3分の1。次に、柳川の昭代は15.4トンに対して10トン、ということは1.5分の1。次に、柳川市の昭代4号、10トンに対して5トン、2分の1。なお、2分の1は、今言っているのは据えているポンプの能力です。それから、昭代3号については25トンに対して10トン、ということは2.5分の1。じゃ、昭代6号は15.3トン、15.3トンに対して5トン、5トンということは3分の1。じゃ、一番大川の、その花宗水系の筑後川に出口になる新橋と花宗大堰、花宗ですね、ここから出るのが、同等と見られる蒲田津、蒲田津は計画水量は240トン、240トンに対して60トンを持っています、60トン。こういうふうなことに對して、今私説明を受けたんですけど、これはもう私ね、質問しても私先言ったんですけどね。蒲田津のポンプ場の排水量は今言うごとく240トン、これに設置しているポンプの能力は60トン、ましてこれは、後の質問になりますけど、これは国交省の事業です。ただ、なぜ国交省が事業をやったかという、これは28年の大水害に基づいて、これも私が答えてあげますよ。大水害に基づいて佐賀県のほうで事業計画がなされて、平成14年にすべてが完了した事業です。

じゃ、課長にお伺いします。

それでは、こういう大がかりな240トンに対して60トンの排水ポンプをつけられる蒲田津、この海域に、江川地区とかいろいろあるんですけど、その一部の田畑にこの60トンをつけてもなおかつ冠水被害が出ているということは御存じですか。

議長（中村博満君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

いまだに被害が出ているということは聞いております。

議長（中村博満君）

6番。

6番（石橋忠敏君）

であれば、240トンの水量に対して60トンの能力を持っておる排水ポンプを設置しても、なおかつ冠水時、部分的に言えば冠水するという事は、60トンではまだ足りない。完全に水害を起こさないためには、60を70、80、80トンか70トンの排水ポンプを設置しないと、本来の防災にはならないということなんですよ。完全ではないということでしょう。完璧にやるには70ぐらいつけにゃいけんということでしょう。

議長（中村博満君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

佐賀市の場合と大川市の場合は、ちょっと地理的要件とかそういうものが全く違いまして、単に計画排水量とポンプの能力を比較してのみこれを論ずることはちょっとできないと考えております。

議長（中村博満君）

6番。

6番（石橋忠敏君）

そうですね、課長が言われるように、地理的な問題とか面積の問題とかいろんな問題を今課長は言われていると思うんですけど、現実、その地形とか面積とかそういうものは抜きに、私が言っているのは、この流れ込む水量が240ある、240は240ですよ。これを出せば、出せる能力の、例えば、今言われることは60トンをつけているけど、これは100トンをつければ江川地区は冠水しないということでしょう。これ当然ですよ。私はそう思いますけど。

議長（中村博満君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

佐賀のほうにおきましては、蒲田津のポンプ場のみに限らず、巨勢川の調整池等いろんな形で排水事業は取り組んでおられます。単に河川のポンプ能力を上げるということだけで解

決できるようなものとはちょっと違うというふうに聞いております。特に、蒲田津のほうが国土交通省が直轄でやったといえますのは、昭和28年の大水害以来もたびたび大きな洪水に見舞われておまして、特に昭和54年（35ページで訂正）ぐらいだと思いますけど、激甚災害特別対策緊急事業という事業に指定されております。これが一番大きな要因だというふうに伺っております。

議長（中村博満君）

6番。

6番（石橋忠敏君）

わかりました。時間がないので、これはもう今回、この問題をどうするかこうするかということの最終的な意見を私言うための質問ですから、言われるように、私らは、市民は、水量が240なら60のポンプをつけても、なおかつあふれているというんであれば70ぐらいつけにゃいけんなど、もっと大きいのをつけにゃいけんなどということをおっしゃるんであって、これはあくまでも蒲田津の排水ポンプを言っているんじゃないで、これに比較するために言っているだけです、大川の今度の排水ポンプの8トン。だから、ちょっと前後しますけど、一応私の一問一答の答えだけをさらっと言ってください。その上で話をしましょう、課長。

じゃ、次に、28年というのは、佐賀、大川地区の大洪水は当然知っているということで、同様の被害を受けた佐賀地区には国交省が事業主体となって排水ポンプを設置している。排水ポンプを設置していることについては、今課長が言うように、佐賀地区においてはまだ頻繁にそういう被害があったから、前向きに国交省がやったということですよ。であっても、被害が大きくても小さくても床上浸水を受けたのは大川も受けていますよ、私らは船で行こうとしたから、同時期には。だったら、これは国交省の排水ポンプとか、そういう設置する事業の対象規格にこの時点で大川は入っていたと思うんですよ。これは私も佐賀県の方に聞いたら、政治力の違いだろうということをおっしゃるんですけどね、これは雑談ですよ、これは雑談。

では、次の質問をしますよ。

なぜかこれ聞いてわからんからですね。これも私がもう、課長、市長にでも教えてください、28年の水害に基づいて佐賀県がこういう排水ポンプ場の計画を持った。持ったことによって、ずうっと計画がなされ、陳情が積み重ねられ、いろんな行政で人間がかわりかわりし

ながらも、この排水ポンプ場というものの要望を佐賀県は通した。そうすることによって、やっと平成14年にすべての工事が完了しているんですよ。というのは、長い時間を経過して完了している理由としては、国は事業としては自然災害についての事業は30年ないし50年先までを考えて事業計画を立てているという状況なんですよ。

これは、この問題はよう考えてみれば、きのうきょうから陳情に行ったからといってすぐ受け付けとかはないんですよ、これ。毎日毎日お百度参りをしなければ陳情は受け付けてくれないということですよ。でもこれもね、私がもう答えます。国交省あたりが事業をやるには、20年じゃなくて、30年、40年の長い形を考えた、スタンスを考えた中で事業を展開するということですから、県は先ほど言われたように10年と、いろんな形で対応のスタンスというのは違うと思います。違うと思うけれども、やっぱりまず私が言いたいのは、正式にちゃんと要望要領を踏まえた上での陳情を、100回行けばいいんですよ、200回行けばいいんですよ、本当は。そうすればね、おたくたち行政もそうでしょう、市民から1回2回要望を受けたからといって、はい、わかりましたとせんでしょ。市民が毎日毎日100回でも200回でも来れば、うとうしい話もあるし、やっぱりここまで熱意があるんやったら、あなたたちの要望は聞き入れるしかないなという形、あなたたち自身の行政が市民に対して対応する、要望に対する、陳情に対する、あなたたちの心をわかれば、今度はあなたたちが上に要望を上げるんやから、上の方も一緒ですよ。1回2回3回、四、五回来たぐらいで陳情の話を受け付けるもんかと、陳情は山ほどあると、こういう感覚ですよ。山を乗り越えるには、100回も200回も陳情に行かなければ、本当に大きな問題についての陳情の内容は果たせないです。

それで、いいですか、ちょっと私ばんばんばんばん言っているけど、じゃ、新橋川に設置されようとしている排水ポンプの計画水量は先ほど言われたように、どれくらいですか。

議長（中村博満君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

毎秒8トンのポンプでございます。

それから、ちょっと少し（「排水量」と呼ぶ者あり）失礼しました。計画水量は最大で毎秒110トンでございます。ポンプは8トンでございます。

それから、先ほど説明しました中に、ちょっと私の勘違いで数字が間違っていたかもしれませんが、筑後川の河川整備計画の確率年は50分の1、50年で

ございます。これをおおむね30年かけてやるというやり方でございます。

それから、県のほうの確率は10分の1年ですけど、これを20年から30年かけてやるという計画になっております。

それともう1点、多分これもちょっと言い間違えたと思いますが、佐賀の激特の指定は昭和55年8月の洪水での指定でございます。

以上です。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

議長（中村博満君）

6番。

6番（石橋忠敏君）

細かい言い間違いとかなんかはいいいんですよ。なぜかという、一番最終的に私が言うことの裏づけをとっているだけですから。

じゃ、それに対する設置される、これはもう一番私が興味あるところやけど、排水ポンプの能力は8トンということですよ、8トン。じゃ、同じ国、県の事業でありながら、これに比較すれば、他の、これは110トンの計画水量に対して8トンということは、これは何分の1ですか。細かい数字はいいですよ、約で。110トンに対する8トンの排水ポンプ。

議長（中村博満君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

約7%でございますので、13分の1ぐらいじゃないかと思います。（「13分の1」と呼ぶ者あり）ぐらいだと思います。（「13分の1。わかりました」と呼ぶ者あり）

議長（中村博満君）

6番。

6番（石橋忠敏君）

13分の1ですか。ということは、ほかに現に今農水とか国交省とかいろんなところで設置されている計画排水量とポンプ能力と比較すると、他のところは4分の1、3分の1、2.5分の1、そういうふうな3分の1、5分の1、この程度の枠内に入っているんですけど、13分の1というのは大川だけですよね。

それともう1つ、今先ほど言われているのは、この問題は、課長、新橋川の花宗水流を分流するとに、越す、この水量に準じて新橋川をやるということですよ。ということは、こ

これはもうただ単なる問題であって、私が今言っているのは、分流をした以上は、通常の水量はだめですよ、高潮のときと想定外のような大雨が降ったときのゲートが閉まっているときの水量は幾らになる　ちょっと順序を追って言いますけど、わかりづらいと思うんですけど、ちょっと一つ一つ行きます。

排水ポンプのデータとして、今言う、比較したら、皆さんここに資料があると思うんですよ。この資料と比較したら、いかに小さいかということですよ。となると、もう少し、もっと小さくなるんですよ。課長、本当は、ゲートが閉まっている、筑後川が高潮で上がってきておる、これを防ぐために高潮対策としてゲートを閉めている、そういうときにとつてもない大雨が降ったとき、これ10年、20年に一回あるかわかりません。あるかどうかもわからない。しかし、今の現状は、皆さんが明治橋に立たれて、満潮時と右側の道路との平行線をとったら、逆に建物は沈んでいます。沈んでいるように見える。ということは、分流してでも、そういうときはね、流れているときはいいですよ、出口があるんやったら。出口がないのにじゃんじゃんじゃんじゃん送り込んだら、こっちはいっぱいになりますよね。いっぱいになったら、たらいの水でもずうっと上がってきますよ。上がってきたら、最初のところは、今図面で見ればわかるけど、分かれても流れているときはそれなりの機能がある。しかし、両わきの、花宗水門も閉まっている、新橋も閉まっている、閉まっているときに上からの水流が流れ込んできたときは、一面化しますよ、これ。一体化しますよね。この一体化した水量というのはわかりますか。もう225トンあります。25トン、220トン、逆に。220トンということは、蒲田津と同量、ちょっと少ないぐらいの水量に、新橋川と花宗川の水量は低いときには分流した時点でここで間仕切っておるから、こうしていますよ。しかし、この水門が、両わきが閉まっている以上は、水はじゃんじゃんじゃん上からおりてくれば、じゃんじゃんじゃん上がりますよ。上がった時点で水量も水位も一緒になってしまいますよ。一緒になった時点から、それからもっと上からの水がおりてきたときにみんなに洪水を起こすんですよ。だったら先ほどの、一番最初言うように、大川市とか大木町、ひいては筑後地区までの花宗水系の近隣の水害、水害を防災する意味であるなら、要は部分的なものじゃなくて、両わきの水門が閉まっている状態の中で、ずうっと雨が降ってきたら、幾ら分流しとったらね、分流していなければ花宗は花宗の洪水、新橋は新橋川の大溝線の洪水、こういうふうに分かれると思うんですけど、これ分流した以上は、水面、水位が上がってきた時点では同じですよ、一律しますよ。そういうときの強制排水ポンプとして私は言っとる



んですよ。そういうときの防災を兼ねた意味を言っているんですから、ちょっと話、もうね、私が自分で言うからいかんですね。これは念のため、ぱぱっと行きましょかね。

じゃ、花宗の水量を新橋川に分流した場合は、新橋川に流れ込む水量は60トンですよ。もういいです。60トンですよ。違うときは違うと言ってください。花宗川の分流地点、北酒見の分流地点までの花宗本流の水量は150トンですよ。ということは、60トンが新橋川に行く、90トンが花宗川に行く、これは普通、何でもない大雨も何も無いときの状況です。じゃ、新橋川に流れ込む国営幹線水路大溝線ですよ、大溝線から流れ込む水量は。もうこれも時間がないから私答えますよ。50トン。ということで110トンになるんですが、新橋川は。総合的にこれ計算してみてください。

じゃ、新橋川本流からの水量と国営幹線水路大溝線からの水量を合わせた、総合的に合わせた新橋川水門での水量は110トンですよ、110トン。要は、筑後川に出すところの新橋川の水門では110トンになるということです。こっち側は90トンないし、いろんな沿川から入ってきて115トン、これ2つ合わせれば125トン。125トン新橋川強制排水ポンプとして8トンで処理できますか。

議長（中村博満君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

たくさんおっしゃいましたので、ちょっと少し整理をさせていただきます。

まず、花宗川の計画最大流量は毎秒150トンですけど、これは常時流れておるといふわけではございません。これは10年に一回の確率の洪水が起こるときに最大毎秒150トン流れるということで、これは通常流れているわけじゃありません。（発言する者あり）ちょっと幾つかおっしゃいましたので。

それから、最大で60トン新橋川に分流しますけど、現新橋川が毎秒50トンで、大溝線は毎秒28トンでございます。それが現新橋川の22トンと合わさって50トン。そして、出口は毎秒110トンでございます。

それから、花宗川は先ほど言いましたように115トンですが、これを先ほど合わせたら225トンというふうに説明されましたけど、これは別の水系ですので、別に合計する必要はないかと考えております。

議長（中村博満君）

6番。

6番（石橋忠敏君）

ちょっとね、一問一答でやりましょうや。今言うごとね、私が言っているのは、通常の水量を言っていないんですよ。通常は問題ない。今、課長が言うように、10年か20年にあるかわからないような大雨のときと高潮が合流したとき。要は、防災というのは毎回毎回の日常茶飯事じゃないんですよ。想定外のことが起こり得るという状況の中で、考えられる水害として10年ないし20年、20年の間に一回、30年の間に一回ね、50年の間に一回起きて、市民の財産は吹っ飛びますよ。だから、私が言っているのは、同じことを言わないでください。花宗川本流から150トンが来て、要は、だあっと上から大雨によって水が流れ込んで、筑後川からどういう形で出するかですよ。出さなければどうなりますか。出さなければ。

議長（中村博満君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

出さなければ、もう当然、水位が上がってあふれるということになると思います。

議長（中村博満君）

6番。

6番（石橋忠敏君）

私はね、そういうふうな事態を考えての中での防災ですよ、排水ポンプというのは。ですから、もう一つ一つ、私も感情的になっておるけど、念のために一番最初に言っておきますね。花宗水流から150トン、双方に50でも60でも流れても、今課長が言うように通常は何も問題ありません、これは。私が言っているのは20年、30年の間に起こるか起こらないか、あり得ないこともわからんけれども、考えられる防災として洪水というものを考えれば、内陸部に降った雨というのは当然筑後川に出さなければいけない。しかし、高潮対策のためによって両わきの川はゲートが閉まっている以上は内陸部はたまるだけ、洪水になるでしょうと言うんですよ。この洪水を避けるための防災事業として皆さんは排水ポンプを望んでいると思います。だから、今回の話は、排水ポンプの必要性はある、しかし、実際その排水ポンプに設置されるのが、今言うように他の排水ポンプは4分の1とか3分の1、しかし、あなたは間違っていますよ。通常ときは110とか100でもいい、花宗が110でもいい。これが今先ほど言うように、だんだんだんだん雨が降ってゲートが閉まっている以上は、じゃんじゃ

ん降ってきたとが余ってきたら、ここでは ちょっと見とってくださいね、ここで分流し  
とつても、水位がだんだんだん上がってきたら一体化するでしょう、これ。ここ分流を、  
あけとるんやけん、当然水はこっち行ったり来たりするとは、水はだんだんふえてきますよ。  
ふえてきて、水を出さなければ、これはずんずんずんずん上がってきたら、床下浸水、床上  
浸水、内陸部にこれは浸水していきますよ。こういうことを私が言っているんですよ。だから、  
部分的な質問じゃないんですよ。だから、話はもうちょっと行こう、先に。もう時間が  
ない。

じゃ、簡単に言うと、230トン、220トンの水量を花宗、新橋川の8トンで果たして排水処  
理はできると思いますか。

議長（中村博満君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

またちょっと幾つか質問がありましたけど、一つ整理させていただきますが、県のほうは  
10分の1年確率ということですので、当然、20年に一回とか30年に一回の大雨が降れば、そ  
れはもう浸かりますと、被害が出ますというのは、もうはっきり最初から言いよるわけです。  
10年に一回の150トンの水が流れてきても、そのとき自然流下ができれば何の問題もないん  
です。もうこれは私たちもわかっております。それは議員が御指摘のように、満潮時とかと  
そういう雨が重なって排水できない場合にどうなるかという心配で、もうごもっともなこと  
でございます。私どももポンプは少しでも大きいほうがいいですから、最初この8トンとい  
う数字を聞いたときは、正直、小さいんじゃないかという印象を受けましたですよ。でも、  
もっと大きくできないかという相談もしておりますが、県の説明ではもう今あるデータでは  
どんな最悪の条件を重ねてもこれ以上の数字が出ないと、はっきり言い切っております。こ  
の水理計算は非常に複雑だそうでした、ちょっと私たちの手に負えるようなものではござい  
ません。ですから、今のところ県の申しているこの数字を信用していくしかないというところ  
でございます。

議長（中村博満君）

6番。

6番（石橋忠敏君）

課長、あなたも行政におる人ですよ。県が何を言おうが、それをうち崩すぐらいの熱意と

努力と勉強をもって、やはり今言う、県が県が県がと言うけど、じゃ、質問します。アロケーション事業というのはどういう事業か知っていますか。

議長（中村博満君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

複数の事業に係る工事を一体的に施行する場合に、事業ごとにそれぞれ事業者が費用を負担するという制度でございます。

議長（中村博満君）

6番。

6番（石橋忠敏君）

大変有効な事業だと思いますよ、これは。今言われるように、県が県が、県はこういう見解だと、だからもうこれで大丈夫だと、例えば10年、20年したら、万が一大雨が降ってそういう時期には被害をこうむります、こんなばかな話、ああそうですかではね、あなたおかしいですよ。20年、30年にそういう事態が発生しても、ちゃんと防災ができるような動きをするのが行政ですよ。仕方がないですね、洪水になったら仕方がないですよ、今の現状で、ばかみたいな話ですよ。だったら、今言うアロケーション事業、アロケーション事業というのは、ダム工事でもそう、すべてにおいて予算をみんながそれぞれの持ち分を出し合うて協力体制でやる、アロケーション事業というのはそういうものであって、これに準ずる事業というのはいっぱいありますよ、今。今、大川市もやっているように、例えば、城島線のあそこもそう。アロケーション事業というんじゃなくて、例えば、持ち分分担ですよ、市がこれくらい出す、県がこれくらい出す、そして河川工事、河川管理である国交省はこれくらい出すと、そういうふうな出し合った事業というのはいっぱいやっておるでしょう。であれば、次に聞きますけど、これはあくまでもアロケーション事業というのは事業主体が定まらない、なぜかという、一番ウエートの大きいところが事業主体になるから。

じゃ、次に、湛水防除事業、御存じですか。湛水防除事業。

議長（中村博満君）

クリーク課長。

クリーク課長（古賀政彦君）

湛水防除事業とはどういう事業かということで回答させていただきます。（「もう一言言

うて。知っているか知らないかでいい」と呼ぶ者あり) はい、知っております。(発言する者あり) ちょっと内容を説明いたします。(「いや、もう時間がないからいいよ。知っているか知らないかでいい」と呼ぶ者あり) 知っております。(「はい、わかりました。ありがとうございました」と呼ぶ者あり)

議長(中村博満君)

6番。

6番(石橋忠敏君)

じゃ、湛水防除事業をとり行う、取り扱う事業主体は。これ答えてください。

議長(中村博満君)

クリーク課長。

クリーク課長(古賀政彦君)

国及び県と理解しております。

議長(中村博満君)

6番。

6番(石橋忠敏君)

農林水産省ですよ。農林水産省。国、県と漠然としたもんじゃなくてね、これを担当するのは。だから、このデータが、いや、私、渡しておるように、すべてに近い排水機ポンプ場は、すべて農林水産省の事業主体ですよ。国とか県とか漠然とした答えじゃなくて、明確に答えてください。

じゃ、次の質問をします。

じゃ、かんがい排水事業というのはどういう事業か御存じですか。

議長(中村博満君)

クリーク課長。

クリーク課長(古賀政彦君)

知っております。

議長(中村博満君)

6番。

6番(石橋忠敏君)

ありがとうございます。知っているということであれば、それを知られるということ

とを前提に話を進めます。

じゃ、この事業主体は。

議長（中村博満君）

クリーク課長。

クリーク課長（古賀政彦君）

農林水産省及び県です。

議長（中村博満君）

6番。

6番（石橋忠敏君）

それにつけ加えますけど、県営何とかかんとかという県の管理の中で、土地改良に関する事業主体もこの湛水防除事業というのは応用するということ聞いておりますけど、これはあくまでも聞いているだけです。

じゃ、次に質問します。

雨水対策、要は内陸部に降る雨の対策事業としては、最優先的に陳情先はどこだと思いますか。

議長（中村博満君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

基本的には河川管理者だと思います。ですから、新橋川、花宗川は福岡県、筑後川は国土交通省だと考えます。

議長（中村博満君）

6番。

6番（石橋忠敏君）

課長、それはね、無茶よ。私が言っているのは部分的なものじゃなくて、今あなたが答えているのは、花宗川改修工事事業に対してのあなたは意見を言っているけど、私が言っているのは内陸部に降る雨水、いろんなところに降る、要は堤防より内側に降る雨の、田んぼがつかったり、畑がつかったり、床下浸水をしたり、そういうふうはこの雨水によって浸水災害がならないようにする事業として湛水防除事業というのがあるんですよ。だったら、この湛水防除事業というのは、国、県と、そういう大まかなもんじゃない。農林水産省です、こ

の事業をやるのは。ということは、花宗水流に集まる雨水を処理するのは、本来であれば湛水防除事業に基づいた農林水産省だと私は思っています。私は。いろんな角度、この裏づけは、この排水ポンプ場を設置した事業主体はすべてが農林水産省ですから。

じゃ、次の質問をします。

私が今質問しているのは、花宗川の強制排水ポンプ場を反対じゃないんです、反対。私は大賛成です、排水ポンプ場は。ただ、1つは内容が小さ過ぎるということ。それともう1つは、課長が言うように、県とか何ほお願いに行っても、本来の陳情を持ち込む場所、なおかつ陳情を持ち込んで、これの必要性を訴える熱意、それに基づいて、こういう事業があるじゃないですかと、これでやってくださいと。じゃ、私が言えば、アロケーション事業もあるでしょうと、例えば、内陸部に降る雨についての水量の排出には湛水防除事業と農林水産省がやっておるでしょうと。じゃ、こういうふうにしてゲートをつくって、水門をつくって、高潮対策でやった国交省も責任があるじゃないですかと。その面積とか実態が違ったにしても、床上浸水したのは佐賀の蒲田津、江川地区と一緒に、大川も28年にはなっていますよと。じゃ、なる可能性は考えられるじゃないですかと。そういうふうなすべてのことを考えた中で、どうかお願いしますとって各省庁に陳情に行くべきだと思いました。思います。

で、次に私の質問は、ここに書いておるように、私の質問は、国とか県に対する陳情要望であることが最前提なんです。だから、今、植木市長が言われるように、霞が関、霞が関行く前に、県の農林部局とか国交部局とか、そういうところに、秋田県議でも連れて行って、きっちし今の状況を訴えて、あそこに座るときゃいいんですよ、陳情に行ったら。陳情するには、その必要性和陳情に対する熱意と行動によってしか成果は出ない。1回2回行って、これ頼んどくよ、ああわかったわかったじゃ、これはもうちんけな事業にしかならん。もっとね、むしろを持って行ってでも、むしろを引いてでも、秋田さんとうちの植木市長が県のちゃんとした部局にちゃんとした陳情をやって、そして、その中で常にまた県議とともに本省に上がるとか、それこそ議員がおるんやけん、代議士がおるんやけん、そういう人たちとタイアップしてでも、本当に大川市を災害から守るといふ熱意を持って陳情をやってほしいなと思うんですよ。でなければ、こういうふうなずさんな、能力のないポンプなんかつけられようとするし、滞っておる改修工事を

〔発言取り消し〕

じゃ、ちょっと待ってくださいね。今言う、じゃ、雨水に対する災害を防ぐ事業主体はどこですか。もう一度念のために短絡的に聞きますよ。どこですか。

議長（中村博満君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

具体的な浸水地域といいますか、そういう条件でいろいろ変わってくると思います。先ほど湛水防除事業というのは、あくまでも農業関係、農地とか農業施設のものだというふうに私は受けとめております。

議長（中村博満君）

6番。

6番（石橋忠敏君）

でしょう。農業関係ですよ。ということは、雨水が降って、農業をやられているのは、クレークの水があふれて冠水して農作物が傷む、これは雨水の、この水を排出する事業、排出する仕事というのは農政だと思いますけど。だから、この農政が入っているじゃないですか。

次に質問しますね。

28年の大水害による被害者である佐賀八田江川地区同様、大川市としても国交省に対して、この事業を基準に該当している、床上浸水した経験がある、これは事業基準がある。これによって要望先を、要望というか、要望の内容を取りまとめる必要もあるんじゃないかなと思うんですけど、湛水防除事業に対しても、かんがい排水事業に対しても同じだと思いますけど。これは私がもう今演説をやってしまったから、ばあっと言ったから、まあ言ったけど、取りまとめて言いますが、雨水の処理については農林水産省の管轄です。これはあなたが言われていますよ。だから、国交省は床上浸水しなければならないというのが基準でしょう。ですからね。

次に、この問題は私も短絡的に、もうあとちょっとですから、あとちょっとで終わります。

取りまとめて言えば、市長、言われるように、演説をやるつもりじゃないんですよ。本当に陳情をやるんやったら、今言われるように、すべての要因を自分なりに把握して、今回設置されるのは、つけてくれればいい、つけてくれればいいでつけさせたら、次につけ直しとかなんかは、やはり、なおかつできなくなりますよ。できないから、今こういう危機感があ



るから、こういうふうな要望というものを、例えば私の質問であるように、本来であれば雨水災害を防ぐ事業主体は湛水防除事業として所轄を持っている農林水産省にあること。次に、28年の大水害による被害者である佐賀八田江川地区同様、大川市においても床上浸水をしている事実がある。こういうふうなことを加味すれば、床上浸水をしなければ対応しないという国交省に対して、きっちし要望をする、基準というか、基準に合っているということ。植木市長、これらの国民の権利、市民の権利として要望要因をじっくり踏まえた上で、花宗川の水量を考慮して、新橋川とか新橋川に特定せずに、大川市は新橋川だけではなく花宗川もある、花宗川の水域の人たちもある、じゃ、総合的なことを考えて、大川市を水害から守るためのポンプ能力を230トンと想定してでも、230トンの水量に対応できる排水ポンプの設置をね、設置をですね、市民の財産、生命を守る、水害から守る、そういう強い熱意の中で、本市行政は国に対し強く強く陳情すべきではないかと思う。行政としてやる気があるのかなのか、この答えだけを聞かせてください。この答えだけでいいですよ。やる気があるのかなのか。

議長（中村博満君）

市長。

市長（植木光治君）

端的にそれだけを答えるわけにはいきませんので、ちょっと前振りでいろいろ説明（発言する者あり）いやいや、ちょっと言わせてください。もうそこまであなたがおっしゃったら私にも言わせてください。

まず、県と国との関係で、県には行っていないじゃないかみたいに言われた。これは、花宗川改修期成会というのがあるんですよ。（「期成会」と呼ぶ者あり）期成会。（「知っている」と呼ぶ者あり）ここで何遍もやっているんですよ。それは前任の市長もやったと思いますよ。県にやっている。この事業の財政的な枠組みは御存じですか。（発言する者あり）こういうことです。もう私が言いましょ。国が県に補助をするという、こういう事業の枠組みなんです。ですから、国がオーケーをしないと、それこそ県が単独でやるということはありませんから、まず国のドアをあけるということが最初なんです、手順としては。それでドアがあいて、そして次は、あと事業主体である県と国が具体的な事業手法を固めていくと、こういう段階なんです。

非常にあなたは厳しいことを私におっしゃいますけれども、我々がどれだけ努力をしてき

たかというのはもう全部知った上で言っておられるんですか。本当に私は、今あなたの話を聞いていて本当に情けなく、心ない言い方をされるなと思って、残念でたまりませんけど、我々の努力というものを冒頭評価をしていただきましたように、ある程度評価をしてくれませんか。今ゼロベースなんですよ、ポンプのポの字もないんです。それが大きく国のドアがあいたということが今の状況なんです。

それからもう1つ、話の筋の中でちょっと私を取り違えているかもしれませんが、例えば、240トンに対して60トン、4分の1がついているじゃないかと、そういうこと言えば、花宗は60トンなのか知りませんが、60トンと言っていましたけれども、その60に対して8というのはいかにも小さ過ぎるというこの論理なんですけど、柳川の川も全部そういうふうに4分の1、3分の1とやっているじゃないかみたいな議論で、余りにも8は流れ込み量に対して少ないじゃないかというような論理の、理解の仕方をされているように思いますが、これは私がひょっとしたら取り違えているかもしれませんが、そのときは謝りますが、河川の構造が違うんですよ、こういうのは。よくもう一回頭の中で理解をしてください。これは全部一本川ですよ、一本川。これでしか流れないんです。それで、最後のところに樋門があって、そして、そこで流れてくるマックスの量に対して4分の1、あるいは5分の1のポンプをつけている、それでも5分の1、4分の1ですから、確率100%対応しようと思ったら、もっと大きなのが要りますが、10年に一回、20年に一回の確率でやると、最大流量に対して5分の1ぐらいでいいという水理計算になっているんです。ところが、花宗川、新橋川の構造をもう一回頭の中に描いてみてください。一本川というのは、基本的には花宗川本川のことなんです。こちら側が堰をつくって、こちら側の危険が上がらないように水門操作をするわけですから、するわけですよ。ですから、この流量に対する4分の1とか5分の1に対して、うちのほうは幾らやったかな、13分の1ですか、これは余りにも小さいというのは、同列には議論できない河川の構造になっているということをもう一回理解をしていただきたいと思いますよ。いいですか、片一方は一本川でそこしか出せない。（「量的に答えましょう」と呼ぶ者あり）花宗川は花宗川本川と、それから新橋が今つながっていませんが、そこに仮に開削しても堰をつくるわけですよ。上から流れてきたやつは基本的には花宗川に流れるんです。こちら側の危険を上げないように水門操作をするわけですよ、ポンプの能力との関係で。そういうことになるんです。ですから、同列に比較できないということは言えると思いますよ。

それからもう1つは、アロケーションの話をされました。確かに、アロケーションという整備手法というか、事業手法はあります。ありますけど、我々が聞いたところ、調べたところでは、このポンプに関して国交省と、それから農林水産省が、ジョイントベンチャーというのか、アロケでやった事例というのはオールジャパンでないんです。ですから、行政の現実に立脚して事業を見ていく場合には、あなたがおっしゃるように、我々行政の現実を知っている者からすれば、何か浮世離れをしているような話をされているような気がするんです。魔法の話をしているような感じがする。もしですね、（発言する者あり）ちょっといいですか、ちょっといいですか。もしね、そういうことができるという根拠、あるいは見通しというのか、裏づけというのか、ちょっとした裏づけというのか、そういうものがもしあれば、ちょっと謎解きをしてくれませんか。（「いいですよ」と呼ぶ者あり）そしたらね、我々も動きやすいんです。いかにも我々が今まで一生懸命努力してきたやつが、かえって地元で災いを及ぼすかのごとく言われるというのは、私はちょっと言い過ぎじゃないかと思いますよ。

議長（中村博満君）

石橋議員に申し上げます。御協力いただく時間が経過いたしましたので、最後の取りまとめをお願いします。6番。

6番（石橋忠敏君）

わかりました。人災的な工事だというのは、もうまたこれ時間かかりますけど、今の分流地点をつくった場合は、花宗の水量が新橋川に流れ込むというのは歴然ですよ。なったときには、今の現状では三又地区の中古賀とかあの辺は冠水状態の中で、今先ほど一本道ですよ、大溝線なんかは国営水路が幅広くなって一本道で来ておる。どーんと来るようになっていっている中では、三又地区なんかはもう冠水、洪水におびえている状態の中で、分流地点をつくって、この出先としての8トンの強制排水ポンプで今の現況の中で、じゃ、花宗の水がこっちに流れてきたと想定したなら、110トンになる、これは8トンで、これは人災じゃないかということで私が言ったんやから、もうとにかく時間ないけん、市長、あなたの市長室の扉をあけてくださいよ、私に。私、じかに会いに行きますよ。（「あけております」と呼ぶ者あり）あけてください。ここで公言してください。この前までは一切私と会わないということやったから、この場ではね、必要に応じては市長室の面談を許すということを一言言ってください。もう時間ないから。それだけでいいです。あとは直接聞きます。

議長（中村博満君）

市長。

市長（植木光治君）

私はすべての議員さんにドアをあけているつもりであります。

議長（中村博満君）

じゃ、一応時間が来ましたのでよろしいでしょうか。

では、以上で石橋忠敏君の一般質問を終わります。

では、ここで暫時休憩をいたします。なお、再開時刻は10時45分といたしますので、よろしくお願ひいたします。

午前10時31分 休憩

午前10時45分 再開

議長（中村博満君）

休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行します。

次に、17番川野栄美子君。

17番（川野栄美子君）（登壇）

皆さんおはようございます。議席番号17番川野栄美子でございます。

本日、ここに立たせていただきまして一般質問いたしますのは、まず、まちづくりと情報の共有についてであります。

まちづくりといえますと漠然といたしまして、なかなか範囲が広いものであります。このまちづくりと情報の共有は大川市にとってとても大事な点でありますので、女性の視点からこれを質問したいと思います。

なぜそのように情報を共有するのかと申しますと、市民の生の声、これが本当に行政に届いているのかというものであります。そのまちづくりの原点は、生の声、これが出発点であります。

国会を見ておりますと、新しい公共の推進に向けての動きがたくさんありました。

第1に第173回の国会、総理大臣が施政方針の演説の中に「新しい公共」、公に共と書きまして、新しい公共についてこう述べております。人を支える役割はもう官だけではできません。教育や、それから子育て、まちづくり、防犯、それから防災、医療、福祉、地域にかかわられておられるお一人お一人の参加、それがひいては社会全体として応援をしようとする新しい価値観がとても必要になりました。

そして、第174回国会でまた施政方針をいたしております。これは、いかに地域のまちづくりが大変だということを示しております。同じように地域、それから住民、それから教育、子育て、まちづくり、防犯、防災、それから医療、福祉、消費者の保護、共助の精神で参加する活動、これを応援する方針を政府は固めましたということでもあります。

それから、官民の役割分担が見直されています。どういうふうに見直されているかといいますと、民間事業やら個人、NPO、自治体、コミュニティ組織といった民間団体、これが入りまして、やはり官と一緒に共同でやっていきたいと思いますということでもあります。

そう見ますと、大川市議会のほうもハード支援からソフト支援という言葉が聞かれるようになりました。今、お金の支援も大事ですけども、盛んに言われていたのは人の支援、これがとても大事ということでもあります。それから、補助金などもひもつきでありましたけれども、一括交付金、地方が自由に使っていいというふうに国もどンドンどンドンまちづくりに対して変わってきました。行政もそのような役割を経て、本当に情報を共有することとはまちづくりがともしっかりなるということでもあります。漠然としておりますので、きょうは今回、大川の手法につきまして、これをちょっと聞いてみたいと思います。

市報を読んでいる市民の割合は、平成20年の統計では49.8%、市民の声が市政に反映されているかと感じた人の割合、これが平成20年で29.1%であるということです。まだまだ市民の声が市政に反映されていると感じている人が少ないということでもあります。広報、それから大川の内容も易しかったり、難しかったり、字が小さかったりというふうなものがありますけれども、大体毎月平均何部の市報が部数として上がっているのか、お尋ねいたします。

それから、区長さん、それから隣組長さんの声は行政のほうにどのように聞こえているかということをお尋ねしたいと思います。

なぜこの質問をするのかといいますと、やはり区長さんが隣組長さんに市報を配りますけど、月に2回あります。月に2回ある。高齢化になっていきますので、月に2回、本当にこの月に2回の市報が要るのだろうか、1回でもいいんじゃないだろうかという声もあります。でも、市民からしてみれば、2回発行する市報が1回になると、サービスから見ると低下したような感じになりますけれども、でも、市報を持っていくのにいささかもおっくうになったという声がやっぱり聞こえるというような大川市になったということを御理解していただきたいと思います。

ですから、隣組長さんは市報だけでなくお金も集めることがありますが、これは玄関に

かぎがかかっておったりして、何度も何度も行かないと集金ができないというようなものがありまして、大川のまちづくり、コミュニティをどうやって本当に再生していくのかというものが大川市にとって重要な役割ではないだろうかと思えます。行政はこういうものをどのように修復しながら進めていくのかということ、まずもって壇上からお聞きいたします。これが1点であります。

もう1点、大川市教育の振興についてであります。

皆様方の御家庭にも入ったと思いますが、大川市教育振興プログラムというふうなものができ上がっています。ここに、学校教育においては特色ある学校づくり、それから個々に応じた教育、また、社会教育においては個性や多様化の時代に対応した生涯学習の進歩、家庭や地域社会全体で子供を育てる環境づくりを進めているということでもあります。

もうちょっと厚いのも見せていただきましたが、大変よくできています。よくできていて、これを本当に推進していくならば、大川の教育の振興は私は進むんじゃないだろうかと思えます。でも、これには地域の皆さん、あるいはそれにかかわる大勢の方の力、人の力がなないとこれはなかなか進めないのではないだろうかと思えます。

教育もそうですけれども、教育の原点は皆さん家庭であるということは十分御存じだと思います。家庭がしっかりないと教育も推進していきません。私はちょっと読んでみましたら、こういうことが書いてありました。どのような時代においても、どのような社会においても、家庭、それから家族が幸福なのが基本なのということです。

そして、日本を外国の人、昔、フランシスコ・ザビエル、皆さん御存じと思いますが、この人が日本に来て、1506年ごろから1552年、インドのゴアの同僚に書簡を出した中に日本人について述べた文章が残っております。ちょっと読んでみたいと思えます。

この国の人々は今まで発見された国民の中で最高であり、日本人よりすぐれている人々は異教徒の間では見つけれないだろう。彼らは親しみやすく、一般に善良で悪意がありません。驚くほど名誉心が高い人々で、他の何ものよりも名誉を重んじます。大部分の人は貧しいのですが、武士もそうでない人も貧しいことを不名誉と思いません。イエズス会の神父フランシスコ・ザビエルは、日本人についてこのようにすぐれているとあらわしています。それは家庭教育、子供は日本の宝、子供は地域の宝として、そのようなものが脈々と続けられて今日の日本を支えてきたからであります。その視点に今問われているのは、子供らしさと大人らしさが欠けていると言われている。子供らしさと、それから大人らしさ。社会を

大事にしない子供、社会を大事にしない大人の存在がふえている。これはどういうことだろうか。この子供らしさと大人らしさを復活するためにやはり社会教育を推進してもらいたいということでもあります。

きょうここでお尋ねするのは、そのような観点で生涯学習ボランティアの推進について、学校から依頼されたのはどんなものが多いものかということをお尋ねいたします。

それからまた、通学合宿の事業が支援されております。これの効果はどのようなものがあったかということをお尋ねいたします。

それから、読書活動推進事業リーダー育成についてというものが、これも県の事業からずっとおりてきてなっていますけど、どんな効果があるのか、それから、リーダー養成についてどのようなものをしているのかということでもあります。

大川市は、この読書活動推進は随分前からやっておりました。これは棕鳩十という児童文学者が母と子の読書20分間運動を起こしまして、大川市もその影響を受けて母と子の読書会の活動が展開されて今日まで続いております。そのような中で、大川市は、この読書活動推進はよその市におきましてよりもちょっと推進しているのではないだろうかと思います。やっぱり一番よかったのは、棕鳩十先生の講演を私は聞きましたけれども、本当におおらかな人で、なぜ自分が母と子の読書会の20分運動を推進するようになったかという話を聞いたことがあります。それは、子供が学校から帰ってきて、お母さんに学校のこと、何かうれしいことを「お母さん、お母さん」と聞くけれども、お母さんは忙しくて聞く暇もない、「後で、後で、後で」といって母親と子供の接する点がない。これはどうにかならないものだろうかと考えて、1日の24時間の中で20分間だけ母と子が向き合えるものを下さいというのを全国に提言された方でもあります。

その20分間運動の中で、やはり本を通じて親子の会話、親子のいろんなものが通じるところで、これを展開されまして、鹿児島あたりは読書会20分運動の効果がありまして、盛んにこれでまちづくりをして効果が上がっているというところもあります。

私はもうここまで来たから、リーダー養成の中に子供たちに本格的に司書の資格の養成をさせたらどうだろうかと思うわけです。子供、子供と言いますけれども、子供ほど吸収する力があります。だから、司書の資格を取る場合にはいろいろありますけど、司書の資格をとる準備をさせたらどうかというふうなものがありますので、それはなぜかといいますと、司書といたら幅広くの本を何の分類にどのようなものが掲げてあるかということをお勉強しな

くではありません。読書の推進と云ったら、意外と自分が好きなようなものをどんどん読んでいくということでありまして、本が偏るわけです。でも、バラエティーに読むことによって、私は将来、この大川市のまちづくりの中にきっと役立つ人が育ってくると確信をいたしておりますので、こういうものもぜひ考えていただきたいと思います。

以上、壇上からの質問はこれで終わります。

議長（中村博満君）

市長。

市長（植木光治君）（登壇）

まず、市報についてのお尋ねであります。市民の意識調査は平成20年8月に大川市第5次長期総合計画の策定に向けて実施をいたしました市民アンケート調査が最新の調査結果であります。15歳以上の市民3,500人を対象として69.5%の回答がありました。そのアンケートによりますと、「市報おおかわ」を読んでいる割合は、全体で「ほとんどの記事を読んでいる人」が24.4%、「関心のある記事だけを読んでいる人」が25.5%、合わせて49.8%で、「ざっと目を通す程度の人」の30%を加えますと、おおよそ80%の市民の皆様が市報に目を通していただいているとの結果であります。隣の柳川市でも78.8%とほぼ同様の結果のようであります。

また、市民の声が市政に反映されているかどうかにつきましては、「よく反映されている」「ある程度は反映されている」を合わせると、先ほどおっしゃいましたように29.1%の人が市民の声が市政に反映されていると感じているとの結果であります。

「市報おおかわ」は1日号と15日号の月2回の発行で、月によって変動はありますが、1日号が約20ページ、15日号が8ページを基本に、市が行いますサービスの概要や募集についてのお知らせを中心に紙面を作成いたしております。発行部数は、平成23年度が1万3,700部前後、平成24年度には1万3,800部程度となっております。

市報の内容につきましては、近年、行政サービス、制度の内容が複雑になっておりまして、できるだけ平易な文章を心がけておりますけれども、市民の皆様が難しい内容と感じられることもあったかと思っております。今後は、さらにわかりやすく読みやすい紙面づくりを心がけ、市報による行政サービスを初めとする情報の発信を行っていきたいと考えております。

また、市報の発送についての区長、隣組長の声はどのように反映をしているかのおただしであります。この件につきまして、以前、各校区に出向きまして区長さんとお話をさせ



ていただいたことがあります。その時の話では、配る側の一部の方の中には月2回を1回にしてほしいという声はあるが、多数意見ではないと聞いております。市報の発行を月1回にすることが経費削減に直結するわけではありませんで、既に平成9年6月15日号より編集作業をコンピューターで行い、印刷のみを業者に依頼する、いわゆるDTP方式 デスクトップパブリッシングと言うそうですが 方式を取り入れることで大幅な経費の削減を行っており、導入前と比べ約7,000千円の経費の節減となっております。また、広告収入もあり、1世帯当たり、1日号と15日号を合わせましても月に12円程度の費用となり、かなり安価に作成できております。市報の発行回数を月1回といたしましても、お伝えする情報量を減らすことはできませんので、ページ数はほとんど変わらず、経費が大きく削減できるわけではありません。また、近隣市の状況を見ましても、月1回発行している市は少なく、1回としている市でも区長等を通じ、別の折にチラシ等を配布している状況でございます。

このようなことから、区長さんを初め、隣組長さんには御負担をおかけいたしますけれども、これまでどおり配布をお願いしたいと考えているところでございます。

また、御高齢の隣組長さんが配ることが大変だという声をお聞きいたしておりますが、隣組という共助の中で活動できる方がおかわりいただくなど解決していただければと考えているところでございます。

それから、教育につきましては教育長に答弁していただきますが、先ほど非常に感動的な話を聞かせていただきました。フランシスコ・ザビエル、これは私も知っておりまして、今お話しされた後にこういう話がついています。

こういう民族に遭遇し得たことを神に感謝する。つまり、ザビエルという方はイエズス会、カトリックの信仰をアジアに広めるために派遣された使命を持って来ている方でありまして、こういうすばらしい民族をカトリックに取り込むということができれば何とすばらしいことであるかということで、そういう意味だろうと思えますけれども、こういう民族に遭遇し得たことは神に感謝すると。まことに当時、ザビエルが手紙に書いていたような庶民の暮らしぶり、あるいは価値観があったんじゃないかというふうに思います。

それから、似たような話でいきますと、これも御存じかと思えますけれども、幕末のころ、イザベラ・バードというイギリスの旅行家が馬方で旅行するときに途中で馬がかわるそうですけれども、ハンドバッグが何かを忘れて、それを前の馬方が半日ぐらいかけて追っかけて持ってきたと。感動を持って母国の人に手紙を書いている。そういったこともありまして、

かつて日本人というのはすばらしい民族だったんだなというふうに改めて思いました。ちょっと余計なことを申しました。

議長（中村博満君）

教育長。

教育長（石橋良知君）（登壇）

失礼いたします。次に、大川市教育振興に関します御質問にお答えいたします。

御案内のとおり、このたび、大川市の未来を創造する人づくりに向けて、大川市が目指す人間像やはぐくみたい力、今後推進すべき施策の方向性を示すものとして大川市教育振興プログラムを策定したところでございます。

この計画では2つの大きな柱として、「大川の未来を創造する人づくりに向けた教育の推進」、「大川の力を生かして一人一人の学びを支える教育環境づくり」を掲げ、10の目標を定めております。

その中の1つとして、「地域社会の力を生かして子供をはぐくむ環境をつくる」という目標を設けて、大川が持つさまざまな力を活用し、学校支援活動や子供の体験活動、スポーツ活動などを充実させることにより地域の教育力をさらに高め、地域全体で子供をはぐくむ環境づくりを推進することといたしたところでございます。

まず、学校の支援活動についてのお尋ねであります。学校で実施されております「楽しい学び舎事業」は、学校での先生の教育活動に加え、保護者や地域の方々に構成されたボランティア団体の御支援と御協力を得ながら質の高い教育環境づくりを推進するもので、「生涯学習ボランティア派遣事業」もあわせまして、毎年1,400人余りの皆様にボランティアとして登録、支援活動をしていただいているところであります。

その内容といたしまして、安全・安心のための支援といたしましては、登下校時の交通指導と同時に子供たちへあいさつや言葉かけをしていただいております。交通安全のマナーを守る子供たちがふえ、大きな声であいさつをしたり、指導していただいている方々へお礼やお話をしてコミュニケーションを深めている姿も多く見られるようになってきたところでございます。

次に、学校美化の支援といたしましては、子供たちと一緒に花植えや除草作業、芝生化した校庭の整備、戸や障子の張りかえ等を行っていただき、学習環境の整備に大いに役立っており、美しい環境づくりが進められているところでございます。

また、学習支援として、算数を中心に教職員OBによります放課後の学習指導や水泳教室、さらには家庭科・生活科での学習支援をしていただいております、子供たちの学ぶ意欲の向上につながっているところであります。

さらに、ゲストティーチャー等の支援といたしまして、親と子の読書会等により全小学校において実施されております本の読み聞かせを初め、集団遊びや伝統遊び、茶道、華道、書道、料理、囲碁将棋などクラブ活動の指導など多種多様の指導をいただいております。

もう少し具体的に述べてみますと、地域の祭りについて調べる学習で地域の方々に祭りに関する話をしていただいたり、地元の老人会の方々に指導いただきながら七夕の飾りつけを行ったり、農家の方にイチゴハウスを建てていただいたり、苗の植えつけから収穫までの指導を受け、収穫したイチゴを使って学年行事としてのケーキづくりをするなど、保護者、家庭、地域社会の連携により地域全体で積極的に学校教育を支えていただき、充実した教育環境づくりに大いに役立っているところでございます。

このように、学校と地域社会の連携によって大変有意義な事業となっており、家庭と学校、地域社会の交流、連携のかけ橋にもなり、子供たちの成長はもちろんのこと、家庭、地域、社会の教育力の向上にもつながっていると考えているところでございます。新たに御協力いただける方々におかれましては、是非、各学校のボランティア団体の事務局を務めております教頭までお申し出いただければ幸いに思っているところでございます。

次に、通学合宿についてでございますが、この事業は平成21年度より県の委託事業として開始し、初年度は田口校区で取り組まれ、その後、年々広がりを見せ、平成23年度には三又、田口、川口、大野島地区において開催されております。宿泊期間としては4泊5日から6泊7日、参加児童は15名から20名程度で各地区のコミセンを宿泊場所として1年生から6年生までの共同生活を地域の方々が御支援される中で実施されております。

実施の目的は、子供たちには異年齢との交流など親元を離れて集団生活の中でさまざまな体験をさせ、自主性、協調性、そして自尊感情を高めることにあります。また、保護者にとっては、子供と離れて生活することで我が家の家庭教育を見直す機会ともなっているところでございます。さらに、地域にとりましても子供たちの支援を通して婦人会や老人会、PTAといった方々の触れ合いの場づくりともなり、地域コミュニティの構築や地域力の向上にもつながっていると思っているところでございます。

参加した子供たちの感想には、コミセンの便所掃除は嫌いだったけど頑張りましたとか、通学合宿で学んだことは、自分のことは自分でしないと前に進めない、人と協力しないと前に進めない、何でも楽しく取り組むことですというようなものもあります。また、保護者の方からは、共同生活で人づき合いの難しさや楽しさを学んだようで、わがママを言わなくなったとか、宿題を進んでするように自主性が出てきたようですといった声も上がっております。1週間程度の通学合宿ではありますけれども、このような成果があらわれておりますので、引き続き事業の推進と支援の強化に向けて取り組んでいきたいと思っております。

次に、読書活動を推進させるためのリーダー養成についてでございますが、読書活動は、本と触れ合うことにより言葉を学び、表現力を高め、想像力を豊かにするものであり、子供の発達、成長にとって欠くことのできないものと思っております。近年、活字離れ、読書離れが懸念される中、平成23年度より3カ年間、県主催ではありますけれども、小学生読書リーダー養成講座を開催しており、その目的は小学校における読書活動の充実と読書習慣の定着を図ることに重きを置いているところでございます。

平成23年度は4年生から6年生を対象に各小学校より1名から3名が参加し、合計15名の児童が市立図書館において「読書のすばらしさ」の講義を受けたり、本の整理や修理の仕方、壁飾りづくりなどを学びました。このようにして読書リーダーの認定をもらった子供たちは、各小学校においても魅力的な図書室づくりなどに取り組んだり、講座で学んだことを生かして本の紹介ができるようになったとか、おすすめの本のコーナーをうまくつくれるようになったというような声をお聞きいたしておるところでございます。

議員御提案の読書活動の推進のため、子供向けの司書講座を行い、子供たちに大川市子供司書等の資格を付与したらどうかということにつきましては、現在実施しております小学生読書リーダー養成講座の実施方法や内容等を検証しながら、さらに読書活動の充実や読書習慣の定着が図れるように検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（中村博満君）

17番。

17番（川野栄美子君）

それでは、再度こちらから質問させていただきます。

まず、まちづくりと情報の共有についてであります。やはり大川市も隣組に入っていない未加入者がだんだん多くなっていると聞きます。隣組に加入しない理由はいろいろあるだろうと思えますけれども、これは難しい課題であります。大体隣組に入っていない未加入者は何名ぐらい大川にはいるのでしょうか、まずお尋ねいたします。

議長（中村博満君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（宮崎博巳君）

現在、隣組に入っていない方がどれくらいかということでございますけど、本市の加入状況でございますが、約96.7%でございます。隣組に入っていない方というのが、24年4月末現在でございますが、508世帯ということでございます。

以上でございます。

議長（中村博満君）

17番。

17番（川野栄美子君）

508世帯ですけれども、人数としてはわかりますか。

議長（中村博満君）

市民課長。

市民課長（田中良廣君）

市民課からお答えさせていただきます。

人数についてはちょっとわかりかねますけれども、あくまでも世帯数ということで508世帯の方が隣組のほうに未加入ということになっております。

議長（中村博満君）

17番。

17番（川野栄美子君）

主にどのような方がこの中に加入をされない難しい問題があるのでしょうか。入れない人たちの理由。

議長（中村博満君）

市民課長。

市民課長（田中良廣君）

市民課からお答えいたします。

近年大学の設置等で、例えば、マンションですとかアパート等建設されておりますけれども、そういったアパートに単身で入居されてある方とか、それから、転入の手続で市民課のほうにお見えになられる世帯には地域活動の一環として隣組のほうに加入をお願いしているんですけれども、どうしてもプライバシー関係の問題ですとか、そういった形でどうしても隣組に入りたくないとおっしゃられる方につきましては、それ以上強制はできませんので、そういった方の計が結果として508世帯になっているというところでございます。

議長（中村博満君）

17番。

17番（川野栄美子君）

隣組に入ってもらおうということは、大川市を理解していただくためのとても大事なものだろうと思いますが、行政はこの問題をどのように解決しようという計画がありますでしょうか。

議長（中村博満君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（宮崎博巳君）

隣組の未加入の問題、それから、高齢化に伴いますところの隣組長さんの問題ということでございます。

地域におけるまちづくりを進めていくということになりますと、地域にはそれぞれの歴史なり、文化なり、それぞれの特性があると思います。そういった地域独自の課題といったようなこともあると思いますので、それは忘れてはならないことかなというふうに考えております。そのためにも、地域の方が一番よく知っておりますので、地域の住民の皆さんが自主的にまちづくりのための活動を進めていただきたいというふうなことになるかと思っております。

そういったことで、行政だけ、それから地域だけということでは、なかなかできるものではございません。お互いが連携して協力していくということが必要かというふうに考えておりますけど、最終的に大変なかなか難しい問題でございますけど、今後、市の庁内でプロジェクトチームを立ち上げまして、その中で近隣自治体の状況なり仕組みづくりを考えていきたいというふうに考えております。

それから、実際生の声といいますか、地域の役員さん方を含めたところの生の声をですね、

現場の声をお尋ねしたいということもございまして、アンケート調査等も実施したいというふうを考えているところでございます。

以上でございます。

議長（中村博満君）

17番。

17番（川野栄美子君）

やはりまちづくり推進課がありますので、これは入っていただくような感じで、まちづくり推進課が率先して出かけて、ぜひ大川のほうに入ってくださいというものも推進していかないと、それは皆さんという漠然にしては進まないだろうと思います。

課も人数が限られていまして、いろいろな仕事があつてなかなか手が回らないというようなものもあるかもわかりませんが、これは基本的なものでありますので、大川市を理解していただくためにはしっかり担当課は頑張りたいと思います。

これは久留米の市報、2012年、24年5月15日の久留米の広報ですけれども、この中に久留米暮らし・ウェルカムキャンペーン開始ということで、久留米市はだれでもが住みたい、住み続けたいと思えるまちづくりを進めています。平成24年度から定住する人をふやす取り組みの一環として、新たな定住者を歓迎し、応援する久留米暮らし・ウェルカムキャンペーンを行いますと、市報の中にこれが載っていました。

それで、久留米市も人口が平成24年5月1日時点で30万2,660人、県内で3番目の規模ですけど、しかし、近年転出者、久留米から出ていく人たちが入ってくる人より上回ったということです。ですから、少しでも出ていかないようにこのキャンペーンをして、住みたいまち、住み続けたいまちに喜ばれるように、久留米市に住みたいという人に魅力あるものを作ろうと、キャンペーンで新たな定住者に100千円相当のプレゼントをするという企画を持っています。

それで、課が定住情報窓口、ウェルカムキャンペーンというところが受け付けるんですけども、その中で100千円相当、転入した人たちは久留米市でとれる野菜とか、そういうものが欲しいなら幾つかメニューがあるそうです。それをもらって、ぜひこの久留米に住み続けてくださいというようにキャンペーンを始めたということが広報紙の中に載っていました。

また、新幹線も通っていますので、ここの久留米市に住んで、そして、福岡あたりで西鉄

電車、それからJRを使ったり、そうした人たちには定期券の一部も還元いたしますよということもして、本当にどこのまちでも自分のところに住んでもらうためのものを本当に力を入れているということでもあります。これは久留米市の広報に載っていましたが、なかなかおもしろいものだろうと思うし、このとおり大川市もできるか何かわかりませんが、そのような方法もあっているということでもあります。

市長にお尋ねいたします。

広報広聴の中によく市長になられたときはそうだったろうと思いますけれども、出前市役所ですか　を持ちまして、市長がまちづくりに対して皆さんから質問があったのをお答えするというようなものをされてきました。これは、なかなか最初の付近は人気がありまして、市長さんを初め、それから副市長さん、教育長さん、三役がどのように考えてまちづくりをしているかということがわかると。だから、あのときに載った広報の内容はこういうことかということによくわかったというように、効果があったということを私は聞きまして、やっぱり広報紙だけではわからないところがある。それは市長さん、それから副市長さん、教育長さんがじかにお話しになるということは、すごくやっぱり効果があったと思うわけですね。

これはなかなか今は余り聞かないみたいですけど、ちょっと市長さん、今どんなになっているのでしょうか。

議長（中村博満君）

市長。

市長（植木光治君）

まず、そういう意味での仕組みとしましては、市政卓球便、それから出前市役所、同じようなものですが、それから市長への提言箱による意思の伝達、それから市長への手紙、こういったことで私自身に市民の皆さんが直接意思を伝えるという仕組みがあります。

お尋ねの件なんですけれども、出前市役所につきましては、御指摘のように市三役が市民の皆さんとひざを交えて意見を交換し、市政の参考とさせていただくものでありましてという趣旨なんです、平成19年9月より実施をいたしておりました。初年度は7回、平成20年度は5回の申し込みがありまして、教育、防災、道路、商工業の振興などにつきまして、さまざまな分野で市民の皆さんの御意見をいただきましたけれども、出前市役所につきましては21年度以降は申し込みがないということでございますが、これは多分にこういうふうな



制度があるということを途中で市民に伝達することが少し手薄になったんじゃないかと思えますね。

ですから、これは大いに反省をしております、担当課に早速、私も実はそういうふうに思っていたんです。何で少ないのかなと思っておりましてけれども、やっぱりそういう仕組みがあるということを市民の皆さんがよく知らなくなっていたんじゃないかなと思いますから、これはぜひ周知をして御利用いただくようにやっていきたいと思えます。

議長（中村博満君）

17番。

17番（川野栄美子君）

直接三役がお答えされるということは、とても皆さん、市民にとってわかりやすいと思えます。

ただいま市長、副市長がいらっしゃいませんけど、市民の中には今度の副市長はぜひ女性になってもらいたいというような意見もありますし、なぜそういうふうなことを言うかと申しますと、やはり女性の視点でお答えをするというようなものも欲しいなということで、これはあくまでも欲しいという希望でありますので、ちょっとここで申しましたけど、決めるのは三役、行政側でございますので、しっかりその付近を決めていただきたいと思います。

次の質問に入ります。 そのことについて、市長、これはお答えできないでしょう。

（発言する者あり）

それでは、お答えできないということでございますので、次に進みたいと思えます。

広報と広聴、先ほど担当課が大川市の人口は減っているけれども、世帯数はふえているということではありますが、高齢化が進む中での各行政の庁内での取り組み、例えば、まちづくり推進課が担当するコミュニティ、いろいろなところでつなげていく中で、やっぱりまちづくり推進課は福祉とか、それから健康課とか、いろんなものに続けていかないといけないと思えますけれども、このコミュニティが崩壊されているというものの危機感をまちづくり推進課を中心として関連の課と話し合いとか、協議とか、このようなものはあっているのでしょうか。その点をちょっとお聞かせください。

議長（中村博満君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（宮崎博巳君）

まちづくり関係での庁内の連携と申しますか、協議をやっているかというお尋ねでございますが、現在、庁内の関係各課によりますまちづくりプロジェクト会議というのを立ち上げておまして、関係課の情報交換なりを定例的にやっているということでございます。

予算時期でありましたりとか、それぞれの取り組み状況を報告いたしまして、横のつながりといえますか、連携をとりながら、いろんな事業の推進に向けて取り組んでいるといったような状況でございます。

以上でございます。

議長（中村博満君）

17番。

17番（川野栄美子君）

あっているということですね。まちづくりのそれはあっているということですけど、その中で、行政の中でどのようなものが問題点だというふうなものが出てきているんでしょうか。

議長（中村博満君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（宮崎博巳君）

個人的なことになるかもしれませんが、1つは、それぞれの各課から地域に入って地域の区長さんあたりをお願いしているといったようなことで、総合的な窓口というような形がないのかなという感じが今いたしております。

それぞれの課が、職場がやはり区長さん、それぞれの地域のほうをお願いいたしますものですから、それぞれの負担感が増しているといったようなことも部分的にはあるのかなというふうにはちょっと感じているところでございます。

実際のまちづくりのプロジェクト会議の中では横の連携ということで情報交換をやっておりますけど、その中の取り組みではそれぞれの各職場の問題点等を出しながらやっているところでございますけど、それぞれのプロジェクト的な取り扱いを今後どうするのかというのが課題かなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長（中村博満君）

17番。

17番（川野栄美子君）

後のところの言葉がちょっとよくわからなかったですけどね、まちづくりの課長さん、自信を持って言ってください。どうもまちづくりは不安というふうな感じがしますので、自信を持って、自分のところはこんなにしてこんなにつながっていますよというぐらいは言ってもらわないと、大丈夫かなあというふうな感じがします。後のところが、だんだん声が小さくなりましたからですね。

やはり、こんなところで堂々と答弁するというふうなものをしないと市民は不安になります。ですから、今度は声を大きくして言っていただかないと、なかなか聞こえませんからですね。

やはりこれから自助、自分でできるのは個人とか家庭、自分でできるのは自助努力、それから共助、隣組とか小学校区範囲内、これはここです。それから公助、行政の取り組み。この3つをしっかりとすみ分けをしながらやっていかないと、私はまちづくり推進課が答弁をしてくださいといっても今のような答弁しかできないだろうと思うわけですよ。ここはあなたのところでやってください、ここはこうですよ、ここはどうですよとすみ分けをきちんとするような方法を行政がしっかり考えて、まちづくりの中に推進していくというふうなものをですね、だれが聞いてもわかりやすく、それから、だれが見てもわかりやすくするようなものを大変でしょうけれども、まちづくり推進課はすぐ取りかかっていたきたいと思います。意欲のほどをどうぞ。

議長（中村博満君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（宮崎博巳君）

失礼しました。御指摘のとおり、私どもまちづくり推進課のほうがしっかり頑張っていかなければならないというのは重々認識いたしておりますので、今後、しっかり頑張っていきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

議長（中村博満君）

17番。

17番（川野栄美子君）

期待しております。じゃあ、次に行きます。次の質問にかかります。

次は教育の問題でありますけれども、教育長の御答弁にいろいろ答えていただきましたが、生涯学習課のボランティアの事業は思いのほかいろいろな方が入ってあるなということがわ

かりました。

学校はこんなにいろいろな人たちが入って推進しているということは、余り皆さんよくわからないかなと思います。こんなに入っているということ。それこそ広報紙を使って学校のよさをもっとアピールされたら、学校教育も生涯学習課もこれは宣伝すべきじゃないだろうかなと思います。ここで聞きまして、これだけあらゆる人たちが入ってしているということ。はもったいないと思いますので、早速広報とかで結んでしていただきたいと思います。

それから、通学合宿の支援事業であります。これは県で今されているということですが、引き続きこれもしてまいりたいと思いますという教育長の答弁でございました。これは県の予算がなくなっても市独自で今からやっていきますというふうに理解してよろしいんでしょうか。

議長（中村博満君）

生涯学習課長。

生涯学習課長（古賀 収君）

通学合宿のお尋ねでございますが、平成21年度から県の委託事業ということで、21、22、23年度まで、昨年度まで3カ年の事業で実施をしてきました。初年度は田口校区で、2年目にそのほか2つふえまして3地区ですね。昨年度は4地区で実施をされまして、今年度、24年度には県の委託事業の内容が少し変わりがして、今まで実施されていない地区に対してのみ、金額でいいますと100千円ですけれども、交付をされるということになりましたので、今まで実施されていない地区、今推進をしているところですが、従来からやっていた4地区については、これは青少年育成市民会議、そちらのほうでの事業の一環として、そちらのほうから助成をするように考えております。

以上です。

議長（中村博満君）

市長。

市長（植木光治君）

予算のことありますので、ちょっと私のほうから答弁させていただきますけれども、この事業は大変私はいいい事業だと思っておりますので、予算面で多少県の事業として立ち行かなくなるといような事態になれば、市といたしましては独自でもやっていきたいというふうに思います。

議長（中村博満君）

17番。

17番（川野栄美子君）

ありがとうございました。子供たちも通学合宿を経て、いいものがきつと出てくると思います。これはお金を使ったら使っただけの効果があると思いますので、私は今、市長が予算はしっかり考えていくというふうにおっしゃいましたので、それをぜひ推進していただきたいと思います。

読書の活動推進事業も、これも県ですけれども、これはどうなるんでしょうか。これも引き続きされるんでしょうか、お尋ねいたします。

議長（中村博満君）

生涯学習課長。

生涯学習課長（古賀 収君）

お尋ねの県の事業で小学生読書リーダー養成講座、これも昨年の10月から開始をされまして、今のところ、計画では23、24、25年度までの3カ年間で予定をいたしているところでございます。

議長（中村博満君）

17番。

17番（川野栄美子君）

課長、24年度までですとなっているということですか。ちょっと今のところ、もう一回お願いします。

議長（中村博満君）

生涯学習課長。

生涯学習課長（古賀 収君）

失礼しました。25年度までです。

議長（中村博満君）

17番。

17番（川野栄美子君）

子供の本格的な司書の推進をと言いましたけれども、教育長の答弁では、今の事業を見ていて、これから先、これを検討するというふうな感じでおっしゃいましたけれども、どのよ

うに検討するのか、ちょっとわからなかったんですけど、その付近、よかったら少し詳しく御答弁できたらと思います。

議長（中村博満君）

生涯学習課長。

生涯学習課長（古賀 収君）

議員さんより御提案をいただきました、いわゆる大川独自の子供司書といいますが、そういった事業ですね、そういった講座を開いて子供にそういう資格を付与するといいますが、そういうことだろうと思うんですけども、今現在、昨年度から実施しております県の事業でありますけれども、小学生読書リーダー養成講座、これをまずは25年度まで開催してみても、その事業内容、検証等しながら、その中で次はどういうふうなことをやっていくか、そういうのをまた検討していきたいということでございます。

議長（中村博満君）

17番。

17番（川野栄美子君）

教育長にお尋ねいたします。

やはり読書運動といったら、何かイベント的に皆さん集まって読み聞かせをしてみるとか言いますが、本来は家庭の中で子供が本を読む、親が子供に読む、それを推進していくのが本当に読書の推進だろうと思います。この点、どう思われますでしょうか。

議長（中村博満君）

教育長。

教育長（石橋良知君）

議員御指摘のとおり、読書というのは、自分が興味関心を持ってそれに進むようになるのが一番で、場所を選ばないとも言います。読書というのはですね。木陰でもいいですし、ベンチに座ってでもいいですし、そのような興味関心を持たせることが非常に大切だというふうな御指摘だと思いますので、そういうふうに進めていきたいと思えます。

ちなみにきのうの新聞を見ておりましたら、おはなし会サポート養成、発声や効果音を学ぶと有明新報に載っておりましたけれども、やはりこういうふうにして日ごろから意図する内容といいますが、こういうものの講座を開いていくということが大切だと思いますので、今現在、読書リーダーでやっております養成講座の中身を見ておきますと、講義があったり、

例えば講義というのはどんなのかといいますと、読書ってすばらしいなというお話があったり、それから、演習として読書リーダーって何だろうとか、それから、図書館の本をまたは部屋を体験してみようとか、こういうふうな魅力あるような講話とか演習とか実習というものを企画して子供たちに誘いをかける。結局、今さっき申しあげましたサポーター養成という意味をやっぱり含みながら何か事業を起こしていく必要があるんじゃないかと。したがって、今やっております内容を検証しながらというのはそういう意味でございまして、できるだけそういうふうな方向で進んでいきたいと考えております。

議長（中村博満君）

17番。

17番（川野栄美子君）

ありがとうございました。もう一度、教育長にお尋ねいたします。

言葉というものは、自分の思いがないとその言葉がなかなか出てこないんですけれども、今、言語力、これが少し寂しいんじゃないだろうか、言葉が短くなってきたりしながら、何か会話が本当の日本人だろうかというような会話がされているということで、寂しいなということであります。

本をやっぱりたくさん読んで、そして、その思想を頭に入れながら話すというような仕組みですね、思想の仕組み、これはある程度教育をしないとなかなか私はできないものではないだろうかと思うわけです。

教育長は、教育長でありながら児童合唱団の指導者でもあります。児童合唱団というのは、そのようにすぐれた言葉が集まったものを音符をつけて歌うということでもありますね。今回の大川市の教育振興のプログラムを見せていただきましたけれども、私は教育長でもありながら児童合唱団のリーダーである教育長にぜひお願いしたいことは、そのようなすばらしい歌を　言葉ですよ、言葉をたくさん使うような大川の子供たちをふやしていただきたいなと思うわけです。

この前、教育長は柳川のほうに行って、童謡祭を見に行つてすばらしいと思ったということでもあります。大川の中にも米光先生、学校の先生だった方が児童合唱団のリーダーでありまして、いろいろな歌詞、それから音楽をつくってあります。童謡は世界に誇る文化で、ほかにないということですね。ほかにないような童謡を指導される方が教育長さんであるということは、大川市にとっては私はプラスじゃないだろうかと思うわけです。教育長として

の仕事も大変だろうと思いますけれども、そのすばらしい言葉を歌うというような教育も社会教育の中でとても大事だろうと思うし、ぜひ頑張っていたきたいなと思いますけれども、きょうは教育長として座っておりますので、教育長としてそれはいかがでございましょうか。

議長（中村博満君）

教育長。

教育長（石橋良知君）

最初おっしゃいました言語活動というものは、今の学校におきましても、小学校、中学校、言語活動の重要性というのが説かれておりまして、一番言語活動の基本はあいさつからではないかと私は思っているんですけど、あいさつを交わすことによってコミュニケーションが生まれていきます。そして、深まっていきますと、各教科ごとで言語活動をどういうふうにしていくかということで深めておるところでございます。

ましてや、ある小学校、中学校は大川中学校校区ですけども、これはコミュニケーション能力をいかに高めるかということで、今県の指定を受けながら進めているところで、また新しい言語活動というのが生まれてくるのではないかと楽しみにしているところでございます。

言われますように、御指摘のとおり昨年度でございますけれども、「唱」というのをつくらせていただきました。やはりこの中に言葉の内容をわからなくても出しておきますと、繰り返し繰り返し繰り返しておりますと、その意味、内容というものがたくさん出てまいります。その中にはたくさん、文部省唱歌、童謡、いっぱい入れておりまして、言葉のすばらしさ、後ろに隠れている内容、そういうものをたくさん学んでいただきたいということで、そういうふうな資料をつくらせてもらったところです。

今度はもう1つ、私的な話になりますけれども、柳川で北原白秋を歌おうじゃなくて童謡を歌おうということでいろんな団体が出てまいりました。私はあれに参加させていただきながら、悔しいなと思いました。なぜかという、大川市はすばらしい古賀政男先生というのがおられて、もちろん古賀政男大会は、歌はあっているんですけど、子供たちや市民の方がどれくらい歌ってられるのかなとちょっと自分なりに反省して、これは一本参ったなと自分なりに考えておりまして、できれば古賀政男の歌を楽しむ会というのを何かつくってしたらいかがかなと。そうすると文化交流になるんじゃないかと。それも、今やっておられる方が団体でもいいし、個人でもいいし、必ず古賀政男の曲を歌って、それでほかの曲を歌って



もいいんですけれども、そして、最後は大川市歌でもいいし、古賀政男の曲でもいいんですけれども、それを一緒に歌ってすばらしさというものを楽しむ会をつくっていったらどうだろうか。

それ自身をやっていくようなことを少し進めてはどうかなということを文化協会ともちょっと話しておりますけれども、いろんなことが形としてできないかなと思っております。

それで、まず今、自分自身、合唱団のお話をさせていただきましたので、子供たちと今やっておりますのは、やはり童謡のすばらしさ、童歌も入っておりますけれども、その歌を通して、その時代時代の思いや願いといいますが、そういうものをたくさん子供たちに学んでいてもらいたい。結局、言語を通してながらイメージの世界に入りたい。そのイメージから現実を見ていく。そういうようなものを今進めかけておまして、自分自身で今、米光先生の話が出ておりました。先輩で非常にすばらしい先生ですけれども、その先生がつくられたのに「エツとお坊さま」というのがあります。これはオペレッタの話で、大川市の中でこれが埋没しているんじゃないかと自分自身思いまして、今発掘を行わせていただきながら編曲を進めている。これをできるだけ前のほうに出して、子供たちと一緒に学びながら、大川市のよさをもう一回、誇りを子供たちに持ってもらいたいなど。思いを、願いを持ちながら、少し音楽活動はさせていただいております。

何か違った答弁になったかもしれませんが、そういう思いで大川市の文化というものの掘り起こしももう少し必要じゃないかと思っているところでございます。

以上でございます。

議長（中村博満君）

17番。

17番（川野栄美子君）

ぜひ教育長、頑張ってくださいと思います。エツも城島のほうでは坊さんの形をして、船に乗ってパフォーマンスをしていますけど、教育長、今度は合唱団でやっぱり歌っていただいて、うちは歌でエツを宣伝するというようなものもまちづくりの中にこれからはいいと思いますし、やっぱり言葉、童謡は言葉の芸術でありますので、芸術文化の高い大川市になるようにぜひ推進していただきたいと思います。

最後、教育長がおっしゃいましたけど、言語の原点はあいさつと言われます。本当、大川市のまちづくりも私はあいさつだろうと思います。あいさつが飛び交う　これはお金が要

りませんので、あいさつの飛び交うまち、そして、大川がこれから明るいまちとして横のつながり、縦のつながりになるようなまちを希望いたしまして、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（中村博満君）

ここで暫時休憩をいたします。なお、再開時刻は13時、午後1時といたしますので、よろしく願いいたします。

午前11時50分 休憩

午後1時 再開

議長（中村博満君）

休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行します。

次に、3番古賀龍彦君。

3番（古賀龍彦君）（登壇）

こんにちは。議席番号3番、古賀龍彦でございます。

初夏とはいえど、まだ朝夕肌寒い日が続いております。皆様には体調に十分御留意いただきたいと思っております。

それでは、議長からお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回は中学校の武道必修化についてと、生活支援バスについての2項目についてお尋ねしたいと思います。

1つ目の中学校の武道必修化については、平成20年3月に文科省学習指導要領の改訂を受け、平成24年4月より全国の中学校1、2年生の体育の授業に剣道や柔道などが必修化されることになりました。この改訂の目的には、中学校の1、2年生が武道を学ぶことにより、心身の鍛錬はもとより、伝統と文化と礼節を尊重するように配慮されたものと理解しております。そのことは大変すばらしいことだと共感いたしておりますが、武道必修化に伴い、指導者の問題、事故の問題、そして武道具などの経済的負担の問題などが心配されております。

そこで、壇上からの質問は、まず、大川市内中学校でのそれぞれの武道選択状況はどうか、授業の開始時期の時間などの授業計画はどうかお尋ねいたします。そのほかについては自席から質問いたしますので、よろしく願います。

次に、2つ目は、生活支援バスについてお尋ねします。

大川市では、平成23年度の目玉事業として、平成23年11月より生活支援バス運行事業を始められました。その趣旨は、高齢者や障害者などの買い物、通院など日常的な生活支援を図るため、市内の商店、スーパー、医療機関、市役所等を巡回する生活支援バスの運行であります。また、実施の対象は、市内に住所を有する障害をお持ちの方及び65歳以上の高齢者で移動の介助を要しない人、運行日は毎週月曜日から土曜日、祝日を除く社協事務所と市役所を1時間で結び、月曜日、木曜日は大川、田口地区、火、土曜日は三又、木室地区、水、金曜日は川口、大野島地区、以上の3ルートを往路復路約1時間ずつかけての午前と午後1回ずつとなっております。また、使用車体は10人乗りワゴン車を3台と聞いております。病院、医院、店舗、公民館、公共施設などの乗降場所が各地区とも20カ所程度で、7月から増便など変更を検討されているようでございます。

そこで、壇上からは2つ質問いたします。

1つ目は、生活支援バスの利用者数についてですが、運行を開始されて約6カ月が経過しましたが、ルート別のバスの利用者数はどれくらいでしょうか、お尋ねいたします。

2つ目は、生活支援バスの愛称についてですが、現在は大川市生活支援バスと 地区と書かれた小さくて白いマグネットステッカーを車体に張ってあります。イメージが暗くて固く、市民の評判はいまいちのようであります。他の自治体の支援バスをインターネットで検索してみますと、ほとんどの自治体は何らかの愛称をつけているようでございます。1つ例を挙げますと、愛知県一宮市では、市民にバスの愛称の公募を行い、ニコニコふれあいバスなど親しみやすい愛称にされています。そこで、大川市の生活支援バスの愛称についてのお考えをお尋ねします。

以上で壇上からの質問は終わります。あとは自席から質問いたしますので、御答弁よろしくお願いいいたします。

議長（中村博満君）

市長。

市長（植木光治君）（登壇）

生活支援バス事業についてであります。このことにつきましては、いわゆる買い物弱者である高齢者、障害者等の買い物や通院など、日常生活を支援するため、市内の商店、スーパー、医療機関、金融機関や市役所等を巡回するバスを社会福祉協議会に委託する形で運行しております。

昨年10月の試験運行を経て、11月より本年6月までは15人乗りの車両2台を使用して、市内の6地区を、週2回、午前、午後に1往復ずつ運行しております。また、7月からは車両を1台ふやし、3台での運行とし、週3回の運行とするよう準備を進めているところであります。

3台目の増車に当たりましては、事前に老人クラブを通じ高齢者の皆様にアンケートを実施し、また、各地区の区長会にも御意見を伺い、村中の比較的狭い道も巡回するよう運行ルートの変更も同時に行い、利用者の利便性のさらなる向上を図ってまいります。

お尋ねの生活支援バスの愛称、名称についてであります。このバスを運行する目的は、先ほど説明しましたとおり、高齢者や障害者の皆さんの日常生活を支援するためでありまして、事業名としては、生活支援バスという名称であります。とはいえますものの、このバスに親しみを持っていただき、さらに利用していただけますような愛称をつけるということにつきましては、公募するなど前向きに検討していきたいと思っております。

それから、利用状況であります。平成23年度は本格運行を始めました11月から3月までの5カ月間で運行日数が120日、利用者数が延べで5,228人でありました。1日当たりの利用者数にいたしますと、23年度の平均は43.6人で、今年度に入りまして、4月は47.3人、5月は53.6人でありました。1台当たりの搭乗率にいたしますと、それぞれ45.4%、49.3%、55.9%とだんだん増加をいたしております。利用者の皆さんにも定着してきているのではないかとこのように思っております。

中学校の武道必修化につきましては、教育長より答弁をいたさせます。

以上でございます。

議長（中村博満君）

教育長。

教育長（石橋良知君）（登壇）

中学校の武道必修化についての御質問にお答えします。

武道につきましては、昨年度まで武道の領域は学年ごとに選択となっておりましたが、議員も申されましたとおり、平成20年3月改訂の中学校学習指導要領の保健体育の時間が年間90時間から105時間となり、第1、第2学年に武道とダンスで年間15時間程度の必修とすることが取り入れられ、平成24年度から完全実施されたところでございます。

武道は、武技、武術などから発生しました我が国固有の文化であり、相手の動きに応じて

基本動作や基本となるわざを身につけ、相手を攻撃したり相手のわざを防御したりすることによって勝敗を競い合う楽しさや喜びを味わうことができる運動であり、また、武道に積極的に取り組むことによって、武道の伝統的な考え方を理解し、相手を尊重して練習や試合ができるようにすることを重視する運動であります。

この武道を通してその武道の技能を身につけるのみでなく、自己制御力、相手を尊重する態度、礼節を重んじる心や克己心を育成することを大きなねらいとされているところであります。

議員お尋ねの市内中学校での武道種目選択状況及び実施時期につきましては、大川中学校では空手道を1月に6時間、三又中学校では柔道を11月から12月にかけて10時間、大川東中学校では柔道を2月に6時間、大川南中学校では1年で柔道、2年で剣道を1月に6時間実施される予定になっているところでございます。

以上でございます。

議長（中村博満君）

3番。

3番（古賀龍彦君）

市長、教育長、御答弁ありがとうございました。それぞれの御回答をいただき、現状を把握したところでございます。

続いて、自席からは中学校の武道必修化について、1番にその授業の場所、2番に武道具、3番、指導員、4番目に安全対策、5番目に近隣市町村の状況について、以上5項目について質問していきたいと思っております。

初めに、授業の場所ですが、ほぼ学校の施設内ということではあると思っておりますが、確認のために、ほとんどの中学校が3学期より10時間程度の授業があるということですが、武道場の整備についてはどのように計画されておられますか、お尋ねいたします。

議長（中村博満君）

学校教育課長。

学校教育課長（持木芳己君）

武道場の整備について御答弁申し上げます。

まず、大川中学校でございますが、ここについては空手道を行いますので、武道場というのはございません。ただし、体育館でこの授業を行うということになります。

それから、三又中学校、東中学校、南中学校の3校につきましては武道場がございます。  
また、先ほど答弁いたしましたように、柔道が行われますので、畳も整備をしておりますし、南中学校につきましては2年生で剣道を行いますので、そういったものもできるというふう  
に思っております。

以上です。

議長（中村博満君）

3番。

3番（古賀龍彦君）

ほとんどの中学校が体育館とか武道場で実施されるという答えでございました。私も先日、  
地元の南中学校のほうで武道場をちょっと見学させていただきました。イメージでは、武道  
場といえますと、柔道と剣道と分かれていまして、柔道のほうはもう既に畳が固定化された  
ものがあるかなと思って見に行ったんですけども、何か交代で使われるような、板張りで  
ございました。武道場の整備で一番けがの心配がされるのが柔道場の畳だと思います。中学  
校の武道場を利用する場合も板張りの床に畳を敷いて行われると思います。その場合に練習  
中に畳がずれて指などを骨折するようなけがが多いと聞いております。それらの安全対策に  
ついては後ほどまとめてお聞きすることにいたします。

次に、武道具についてですが、武道具は剣道が面、胴、小手、竹刀、空手、柔道は胴着な  
どが必要でございます。保護者から以前、武道具の費用負担について心配のお尋ねがありま  
した。武道具の費用についてはどのようにお考えでしょうか。お尋ねいたします。

議長（中村博満君）

学校教育課長。

学校教育課長（持木芳己君）

まずもって武道具の費用を子供さんとか御父兄が負担することはございません。武道具を  
どういうものをそろえているかということで御説明を申し上げますと、まず、大川中学校に  
ついては空手道でございますので、足つきレグサポーター40セットです。それから三又中  
学校、それから大川東中学校につきましては、柔道着を各40着、それから教師用柔道着各2  
着、大川南中学校については、柔道着40着、それから教師用柔道着2着ということで、これ  
は23年度にこういうのを準備いたしております。

以上です。

議長（中村博満君）

3番。

3番（古賀龍彦君）

年間10時間程度の授業で武道具を個人負担ということになれば保護者も不満を持たれると思います。一切保護者の経済負担がないということをお聞きして大変ありがたく思っているところでございます。

次に、指導員についてでございますが、皆様御存じのように、大川市内の中学校には柔剣道のクラブ活動はありません。したがって、指導になれた先生がいないということになります。この改訂で一番重要な部分がこの指導員の問題ではないかと思えます。特に柔道は重大事故が多く発生している競技でもありますので、選択肢の中でも一番多かったこの柔道について、その指導員の配置などどのように計画してありますか。お尋ねいたします。

議長（中村博満君）

学校教育課長。

学校教育課長（持木芳己君）

今の御質問にお答えする前に、先ほどの答弁の中で一つ漏れておりました。南中が剣道をやりますし、それから3年生については、必須ではございませんけれども、剣道もするような選択肢がございますので、3年生も想定をしながら、今年度剣道の道具といたしまして、小手40個、それから竹刀各45本、打ち込み台各2個、打ち込み台面2個ということで、今年度予算で購入をする予定にいたしております。

それから、指導員につきましては、それぞれ学校で、大川中学校につきましては空手でございますので、専門家の方を招聘して指導をしていきたいということでございます。もちろん教員と一緒に、教員とそういった専門家の方、師範の方を呼んで授業をするということになります。それから、三又中学校、東中学校、それから南中学校、柔道につきましては、これは先生の中で柔道の段を持っていらっしゃる方がいらっしゃいますので、そういった方が事前に武道の講習を受けながら基本的な教え方とか、そういったものの研修を受けながら今年度の授業に取り組むための準備をいたしているところです。それから、南中の剣道につきましては、指導者としては外部から師範等のそういった方の招聘をしながら、もちろん教員も一緒に立ち会いながら授業を行うという形になるというふうに思っております。

以上です。

議長（中村博満君）

3番。

3番（古賀龍彦君）

ありがとうございます。何かとお忙しく、このことにふなれな 段を持っている方もいらっしゃるということですが、ふなれな先生方がこのための研修を数時間程度受けられると思いますが、武道指導に当たられると。また、経験のある地域のボランティアに協力を依頼するということをお聞きしまして、一抹の不安を覚えるわけでございます。わずかな時間で柔道を教えること自体が非常に無理なものと思いますが、どうか子供たちの安全のために御指導いただく先生たちには細心の注意を持って事故のないようによく御指導いただきたいと思います。

次に、安全対策についてであります。

武道必修化が決まり、どこの市町村でも特に心配されているのがこの柔道による重大事故の発生だろうと思います。統計でも中学校柔道による重大事故発生率が断トツに多い結果となっております。重大事故には、先ほどの畳のずれなどによる足の骨折や捻挫、そのほかでは大外刈りなどの投げわざで受け身がとれずに頭や首などを強打するなどの調査結果が発表されております。そこで、この柔道における安全対策についての計画やお考えをお聞きしたいと思います。

議長（中村博満君）

学校教育課長。

学校教育課長（持木芳己君）

まず、畳のずれの部分なんですけれども、これ一つ対策としては、畳がずれないように木枠で固定するという方法が一つございます。それからもう1つは、器械体操をするときのマットがございまして、そういったものを外側に詰めて動かさないということも一つは畳がずれない方法としてどうするかということですので、そういった重たいものを周りに置いて固定するという事で考えられると思います。そういった物理的な危険対策を回避する方法としては考えていきたいというふうに思っています。

それから、授業の中での、いわゆる乱取りの中での危険防止というのをどうするかということについては、昨年度、事前に研修を受ける中で、そういったことは研修の中でも当然それは言われる話でございますし、基本的にこの研修の授業の中で、指導内容としては礼儀作



法とかそういったことが基本的に、時間的に短いものですから、礼儀作法とかそういった部分をベースとしながら、あとは危険を及ぼすようなそういった取り組みは十分配慮することになると思います。具体的にマニュアルをいつつくるかということで、現在今つくっている最中だと思いますが、授業開始は先ほど答弁ありましたように12月以降になりますので、それまでにマニュアルをつくってちゃんと対応していくということで今進めているところでございます。

議長（中村博満君）

3番。

3番（古賀龍彦君）

よろしくお願ひしたいと思ひます。インターネットで検索した中の他の自治体でとられた安全対策というのがございませうので、ちょっと御紹介しますと、先ほどおっしゃられましたように、板張りの上に敷く置のずれですね、ずれどめを施したり、金具とかを使ってあると思ひます。それから、受け身用の安全マットを敷いているところもあるようございませう。また、頭部の保護のヘッドギアというのを配布してつけているなどが載ってございませう。

先ほどから言っております限られた時間、少ない時間の授業なので、多くは望めないと思ひますけれども、転ばぬ先のつえということわざもありますので、十分な安全対策の配慮をお願ひしたいと思ひます。

この項目での最後の質問でございませう。中学校武道必修化の近隣の市町村がどのような対策をしてあるかと、そういう状況をお尋ねしたいと思ひます。

議長（中村博満君）

学校教育課長。

学校教育課長（持木芳己君）

近隣の5市と1町について調べた部分について御説明を申し上げます。

まず、柳川市でございませうが、中学校6中学校ございませうして、柔道が2校、剣道が2校、柔道・剣道をするとところが1校ですね、それから空手道が1校です。それから、みやま市が柔道が3校、剣道が1校です。みやま市は全体で4校ですね、中学校。大牟田市が12校ございませう。柔道が3校、剣道が1校、相撲が1校、柔道・剣道が4校、柔道・弓道が2校ということになります。それから、八女市が10校ございませうして、柔道4校、剣道5校、空手道が1校、筑後市が3校ございませうして、これはすべて柔道でございませう。大木町が1校で柔道で

ございます。

以上です。

議長（中村博満君）

3番。

3番（古賀龍彦君）

ありがとうございます。近隣市町村の現状を御説明いただきましたけれども、特に安全対策というのが近隣市町村でもとられておるといいますので、参考になるところはどんどん取り入れていただきたいと思います。

それでは、次の項目の質問にまいります。

生活支援バスについてであります。先ほど壇上からの質問のバスの利用者数と愛称についてお答えをいただきました。バスの愛称については前向きな御答弁いただきました。ありがとうございます。

1つだけちょっと補足質問させていただきますが、先ほど数を御説明いただきましたけれども、バスの利用者が多過ぎてその乗降場所を満員通過される場合がありますか。また、そのときはどういうふうな対処をしてありますか、お尋ねしたいと思います。

議長（中村博満君）

健康課長。

健康課長（田中嘉親君）

地区によっては、また時間帯によっては、具体的には午前中の運行時であります。おかげさまで乗車定員以上の利用希望者がございます。満員となることもあります。そういう場合には、運転手の方から社会福祉協議会に連絡をして、すぐに別の車で迎えに行くようにしております。

議長（中村博満君）

3番。

3番（古賀龍彦君）

満員通過するほど多い利用者があるということは、この事業が好評であるということではありますが、反面ですね、それだけ地元の交通機関の利用者が減るということにもなるわけです。西鉄バスやタクシー会社へのこの辺のこの事業の理解を求める御説明とかなさってありますでしょうか、お尋ねいたします。

議長（中村博満君）

健康課長。

健康課長（田中嘉親君）

西鉄バスにつきましては御説明に参っております。タクシーにつきましては、運行業務委託をお願いできないか協議をした経緯がございます。西鉄バスについては、西鉄バスのほうでどうこう言うということではないと。タクシーのほうにつきましては、委託ができないかという協議をした段階でございまして、理解が得られているかどうかというのは現在のところわかっておりません。

議長（中村博満君）

3番。

3番（古賀龍彦君）

この辺も非常にあれでしょうけれども、十分な配慮をお願いしたいと思っております。

さて、この項目については自席からあと2つほど質問させていただきます。

1つ目は、生活支援バスの車体のカラー、色についてでございます。現在使用されているバスの車体の色はどんなんでしょうか。お尋ねします。

議長（中村博満君）

健康課長。

健康課長（田中嘉親君）

現在のバスの色はダークブルー、紺色でございます。

選定に当たりましては、この車を発注するときには、白、シルバー、クリーム色、ダークブルーの4色がありまして、市中を走っている車の大半が白、シルバーなどでありましたことから、むしろ余り走っていない色のほうが一目見て生活支援バスと高齢者の皆さんにわかりやすいのではないかということでダークブルーに選定したところでございます。

議長（中村博満君）

市長。

市長（植木光治君）

ちょっと補足をいたしますと、この生活支援バスの紺色の色については、正直私も最初見たとき、あらっと思いました、正直言って。ただ、後で聞いてみますと、今言ったように、市中に余り走り回っていない車の色のほうがむしろわかりやすいのではないかという判断で、

少ない色を選んだと。というのが、特別な色を自分たちで選んで塗ってもらったということじゃなくて、既存の車体、車両を購入するということでしたので、しからは、その中でどういう色を選ぶかというところで、白系統が大体多いんですね。ですから、明るい色が多いんで、むしろちょっと暗い色ではありますけど、逆になれてくれば黒っぽいといいますが、と思いましたけれども、そういう思いがあってあの色が選ばれたようでございます。

それから、外部バス、あるいはタクシーの会社、この事業によって多少影響を受ける会社、事業者がございまして、そのあたりの調整というのは確かに非常に悩ましい問題でありまして、こういう事業をやれば必ず影響が出ると。そこで、特にタクシーに影響が出るということでございますので、そのあたりの配慮を含めて、いわゆる運転者に委託ができないかという話はしたようでございますけれども、現段階では、前向きなお返事をいただいていないという状況のようでございます。

議長（中村博満君）

3番。

3番（古賀龍彦君）

ありがとうございます。市販の車の色を使った紺色ということでございます。ちょっと余り目立たないのが残念でございます。私自身は、車体はカラフルな目立つものにするべきだと思っております。理由の一つは、高齢者が待っている間、遠くから見てもそれが今来た来たたと認識できるようにと。またもう一つは、市民が一目で、あっ、支援バスが行きよると判別できるようにということであります。

私は昨年、山口市の老人福祉施設を視察してまいりました。その駐車場にはたくさんの施設の利用者を送迎するバスが十数台駐車してありました。そのバスにはある工夫が施されておりました。車体に送迎ルート別にカラフルな色分けをしたとても目立つそのロゴである夢という大きな文字が書いてございました。高齢者は小さい文字がよく見えないので、その目立つ色により自分の行き先の送迎バスを確認、認識しているということでございます。バスの車体を判別しやすいカラフルな色を塗るとか、また車体に大きめのカラーステッカー、今白黒でやっていると思いますが、カラーステッカーを張るなどいろいろ考えられると思いますが、車体カラーについてのお考えをちょっとお尋ねしたいと思っております。

議長（中村博満君）

市長。

市長（植木光治君）

議員御指摘のとおりだと思いますので、マジック……（「マグネット」と呼ぶ者あり）ですか、そういったものは余り金もかかりませんから、そういったものを使いながら目立つとか、わかりやすいようにしていきたいと思いますが、繰り返しになりますけれども、車体、最初入り口のところでは、色を塗り直しますと随分金もかかるようでしたので、そういうふうな考え方のもとにちょっと暗い色になっちゃったと、こういうことだと思います。ですから、事業全体の愛称でありますとか、先ほどおっしゃいましたルート別、あるいは目立つような何かステッカー、あるいは場合によっては車ごとに愛称をつけるとか、そういった皆さんに親しんでいただけるような工夫をしていきたいと思っておりますし、それは繰り返しになりますが、それほど大きな金はかかりませんので、ぜひそういう方向でやっていきたいというふうに思います。

それから、この事業そのものにつきましては、当初多少リスクがあるといいますが、ちょっと心配をしていたんです。それは本当に利用していただけるのかなという意味での心配です。事業としてうまくいくのかなと。ところが、ふたをあけてみますと、思いのほか、コースによってちょっと、校区によっては随分少ないところもあるようではありますが、総じてよく乗っていただいている。むしろ満員通過まで出ているということございまして、こちらのほうの対応をどうするかというのでむしろ頭が痛い、これもきちっとシステムチックに対応できるように今後考えていきたいと思っておりますけれども、いずれにしても、車両の機材の大きさを決めるとか、いろんな面で最適なものをやっていかないかということで随分気にはしたんですが、非常に滑り出しは今順調でございますので、さらに御指摘の点を踏まえながら、より利用していただけるようにやっていきたいと思っております。

議長（中村博満君）

3番。

3番（古賀龍彦君）

実に前向きな御答弁ありがとうございます。

それでは、最後の質問になりますが、有料広告の募集についてでございます。これもインターネットで検索してみますと、多くの自治体がこの生活支援バス事業に取り組んでおられます。そして、そのまた多くが経費節約のために協賛企業によるバス車体に掲載する有料広告募集を行ってございます。大川市でもこのような有料広告募集を考えておられるのか、

お尋ねしたいと思います。

議長（中村博満君）

市長。

市長（植木光治君）

このことにつきましても前向きにといいますか、必要なことだと思っております。今いわゆる動く広告塔ではありませんけれども、福岡市内のタクシーなんか随分前からそういう広告宣伝もやっていて効果が上がっているようでございますので、本市の支援バスでも、その制度、何といいますか、ある一定のエリアといいますか、バスの側面の面積というか、そういったところでの制限はあると思いますけれども、そういう広告をとっていくということについてはやっていきたいと思います。現に市報なんかでも広告をとってそこそこに収入も上がっておりますから、そういうことにつきましては前向きにやっていきたいというふうに思います。

いずれにしても、先ほど言いましたわかりやすいステッカーを張るとか、それからルートを張るとか、いろんなことが必要なやつがまずありますから、そういったやつをやった上で残余の部分についてどの程度スペースがあるかわかりませんが、そういうことも考えていく必要があるというふうに考えます。

議長（中村博満君）

3番。

3番（古賀龍彦君）

どうもありがとうございました。前向きな検討をよろしくお願いしたいと思います。このほかにも経費節約のためにも職員の皆様もいろいろと知恵を出し合い、御努力いただきたいと思います。

最後に、本日質問いたしました項目はまだ始まったばかりの事業でございます。アンケートなどいろいろなデータを集積しながら、よりよい事業になるように、より一層の御研さんをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。御清聴どうもありがとうございました。

議長（中村博満君）

一般質問を続行します。

次に、11番岡秀昭君。

11番（岡 秀昭君）（登壇）

こんにちは。議席番号11番、岡秀昭でございます。

きょうは中学校における学校適正配置計画について、実は一昨年9月定例会においても同じような質問をしております。今回は中学校におけるということで、改めて通告をさせていただきます。

教育委員会内において研究をしている、重ねてまいりますという教育長の答弁を当時いただいております。その後の経過についてお聞かせをいただきたいなど。

それから、この問題、かなり急を要するかなと個人的には思っておりますが、その辺についての教育委員会での考え方というものをお聞かせいただければと、そんなふうに思っております。

2年前もお聞きしましたけれども、教職員の年齢別構成、かなり偏った中で先生方が将来10年後、20年後どうなるのかなと、そういう部分について、県教委の範疇に入るかなと思えますけれども、その辺についての考え方、取り組み方等あればお聞かせいただきたいなど。

今回、昨年の暮れ 昨年の暮れというか、ことしの初め、ずっと文教厚生委員会の中で学校給食について検討していく中で、平成24年度の児童生徒数一覧表をいただきました。これを見ると、この9年間、10年間の大体の児童生徒の学年ごとの割合というのがはっきり見えてくるわけですが、1クラス十数人から三十数人、図らずも少人数学級になつてくるわけですが、そういう中で、少ないクラスと三十、四十人近いクラスで授業の進め方、生徒の学習態度、いろんなそういうものにおける反応といいますか、子供の伸びぐあい、学力の程度とかいろんなものがあると思います。その辺について、あれは学力テストとかいろんなあれもあると思いますけれども、そういうものの検討された部分をお聞かせいただければなど。

学校適正配置計画という部分に感じますと、いろいろあると思いますけれども、行政ができるハードとソフト、そういう部分において、まず最終的な目標は、子供たちが学ぶ環境の本当にすばらしい、子供たちが生き生きと、そして、学ぶ環境をどう提供するのか、どう組み立てていくのか、導いていくのか、これが行政に課せられた教育に関する部分なのかなと。今回、大川市教育振興プログラム、午前中、川野議員のほうで御指摘あっておりました。すばらしいものができております。大川の教育プログラム、取り組み、この中身というものについては、私も県のPTAとかいろんな場所におきましてもかなり進んでいるなというふう実感しております。ますますすばらしい大川市の教育行政というソフトの部分、これは

理解するところであります。

1つお話ししますと、私は高専を卒業しました、高等専門学校。ことしで第1期校が50周年を迎え、有明高専は来年が50周年でございます。学校の同窓会の理事会の中で話をしておりますと、高専が学生に求める学生像、どういう学生に学んでいただきたいか、そういうものについて高専において毎年ずっと何十年もそのデータをいろんな思いを整理された中で、実は15年、20年前から学生に求める学生像というものは変わっていないんですよという学校のお話がありました。何なのか。みずから学び、みずから研究し、そういう積極的にみずからという部分。えてして今の若い学生はマニュアルどおりしか動かない、想像力、そういうものを働かせて学ぶ、目標を持って突き進むという、そういう学生を教育現場は求めているわけでありまして。実際社会もそういう卒業生、学生を求めているわけでありまして。

教育とは、最終的には社会の中で一人の人格者、人間として自立して活躍できる、そういう人材を育てる、特に義務教育においてはその基礎をつくる場所であろうかなというふうに思っております。そういう部分で大川市が目指す子供、大川っ子というものが社会に本当に求められているのか、そういう社会が求める人材育成を目指す基礎をつくるんだという部分でこれからの教育行政というものは取り組んでいって、大川の学校を卒業した子供たちはどこの高校、大学、本当に大川ってすごいなと、そういう教育環境というものを大川市から情報発信できれば本当にすばらしいなと思いますし、将来子育てするなら大川でと、そういう人づくり、まちづくりにつながっていくような教育行政を期待しております。

以上、るる申しましたけれども、詳細については自席よりお尋ねすることとして、壇上の発言といたします。

議長（中村博満君）

教育長。

教育長（石橋良知君）（登壇）

中学校における学校適正配置計画についての御質問についてお答えいたします。

学校の学校適正配置計画については、議員御承知のとおり、全国的な少子化と相まって、児童生徒の減少による小・中学校の小規模化が進行している中で、近隣市町においても、学校の適正規模、適正配置の検討が進められているところでございます。

この学校の適正規模、配置のねらいとしましては、一定の教育水準の維持向上ができ、また、友達との触れ合いや集団活動を通して社会性を育て、伝統文化や地域文化を習得してい



くことができるといった、つまり、子どもたちにとってよりよい教育環境をつくっていくことだと思えます。そのためには、全体の生徒数や学級の人数、学校規模、地域とのつながり、施設整備や教職員数等をそれに適したものをつくり出していくことではないかと思っております。

議員お尋ねの研究経過について、次のような情報収集や分析、検討などを行ってきましたので、申し上げていきたいと思えます。

まず、第1点につきましての、公立義務教育諸学校教職員定数改善計画の実施の状況についてですが、文部科学省では、公立小・中学校できめ細かな少人数授業を行うための公立義務教育諸学校教職員定数改善計画を公表し、平成23年度は第1学年で35人学級に引き下げ、その後は学年進行で35人学級の実現を示し、将来、中学校では35人学級に引き下げる計画になっているところです。しかしながら、現在計画どおりに進んでいないため、今後の定数改善の実施状況を見守っていくしかないと思えているところでございます。

2番目につきましては、生徒数の推移と学校規模の状況について御説明いたします。

平成19年度の中学校生徒数と学級数は、生徒数1,169人で、38学級で1学級の人数は26人から39人でございます。現在の平成24年度は1,018人で、38学級で1学級の人数は20人から40人になっております。また、5年後ですけど、平成29年度は800人、28学級で1学級の人数は現在と同じく20人から40人になることが見込まれております。それ以降も緩やかに減少していくことが予想をされるところでございます。

生徒数の減少とかかわりまして、学校の規模についてでございますけれども、平成19年度は1校当たり6学級から10学級でございました。平成24年度現在は1校当たり6学級から9学級になっております。5年後の平成29年度は1校当たり6学級から7学級で推移する見込みとなっているところでございます。

国が示しております適正規模につきましては、学校教育法施行規則第17条で12学級以上18学級以下を標準とし、11学級以下を小規模校、19学級以上を大規模校と規定しているところでございます。

学校規模によりますメリット、デメリットを少し述べさせていただきたいと思えます。一般的に小規模校では、子供の実態を十分考慮したきめ細かな指導が可能であり、親近感あふれる学校経営を進めていく、全校一体となった活動がしやすいという利点があります。反面、多くの友達の多様な物の見方、考え方を学んだりする機会が少なくなり、特に1学年1学級

の単学級になりますとクラスがえができないため、子供同士のかかわりが固定化するおそれがあり、人間関係などが序列化、固定化しやすくなってまいります。また、多様なグループ分けが困難であり、学校行事や部活動などの教育活動に制限が出る可能性があります。

一方、大規模校では、多くの友達や教職員と出会い交流することにより、人間関係を広げることができ、専門性の高い教員から指導を受けることで教育活動に活気が出るとともに、さまざまな人とのかかわりの中で切磋琢磨することで社会性が育ちやすいという利点があります。反面、1人当たりの活動の場や機会が少なくなったり、団結してまとまるのが難しく、体育館や特別教室などの利用に制限を受け、校外学習の活動内容や安全面などさまざまな支障が生じる可能性があります。これ一般的なものでございまして、申し上げところでございます。

以上のような学校規模によりますメリット、デメリットはありますが、今学校現場では、質、量両面で充実が図られた新学習指導要領を円滑に実施するためには、個々の児童生徒の興味、関心や定着度、理解度に応じた習熟度別指導や少人数指導、さらには少人数学級といったきめ細かな指導の充実も求められ、教職員配置や校内での効果的な活用の促進が求められてきているところでもあります。

これらの指導の変化が学校規模に影響を与えるだけでなく、逆に学校規模が学習活動や指導方法、学習集団や学級規模等に影響を与え、相互に関連し合うことなども予想されるところであります。

今後さらに検討する内容としましては、学校規模の変化により、授業等の学習活動や友人関係の深まりや広がりはどうなっているのか、また、生徒の学力、体力、コミュニケーション能力や社会性などの育成にどのような効果があらわれるか、さらには、体育会や文化祭などの学校行事や部活動などにどのような影響を与えるのか、さらには、校務運営や職務に与える影響など学校のあり方と、その最適化の施策も検討していく必要が残されているところでございます。

さらに、3番目となりますけれども、学校が地域の人々の文化や生活と密接につながっているという要素についてでございますけれども、学校の果たす役割は、教育の場という限定的な機能にとどまらず、長い歴史の中で地域の人々に愛され、地域の生活に基づいた文化を築いてきており、地域の中で果たしている役割は深く非常に大きいものがあります。また、今日学校では、地域に開かれ支えられた学校運営を進めており、具体的には地域住民の方々

や保護者の方々が学校評議員、学校関係者評価委員として学校運営に参加いただいているところがございます。また、「楽しい学び舎」づくり事業など地域を挙げて協力体制ができており、学校と家庭、地域社会と交流、連携し、緊密な関係や信頼性を築いてきているところでもあります。このため今後の学校適正配置計画を検討するに当たっては、地域住民の方々の意見も十分に聞く必要があると考えているところがございます。

以上の国の定数改善計画、生徒数の推移と学校規模、学校と地域のつながり等から教育委員会内部で分析、検討していますが、教育委員会として学校の学級編制、適正規模、配置の具体的な考え方をまとめるまでには至っておりません。しかしながら、子供たちにとって理想的な教育環境としましては、「子供たちが群れて切磋琢磨しながら活動や学習していく中でお互いに高め合うことのできる教育環境」、「学校施設の充実・整備された教育環境」、さらには、「教育的愛情を持ち、専門性を持った信頼される教職員のいる教育環境」等が大切であると考えているところがございます。

今後、本市の中学校適正規模、適正配置については、国、県、他市の動向及び本市の児童生徒数などの推移を予測しながら、学校づくりは地域づくりであり、まちづくりの面でもあることから、大川市経営会議等で市としての基本的な考え方や方向性についても協議検討をいただきながら進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（中村博満君）

11番。

11番（岡 秀昭君）

ありがとうございました。2年前からほとんど変わらないんだなという思いもしております。今の中学3年生、1年から3年まで、それと小学校6年までの6年間、こういうものを見ていきますと、近い将来、十数人の1クラスという可能性もあるのかなというふうに思っております。

先ほど壇上で申しました社会が求める人、社会人、人づくりというもの、学校は大学、高専、高校、いろいろ受験戦争みたいな詰め込み式の中で、そして今の高校3年生がゆとり教育の最初から最後まで、小学校1年から今のずっとゆとり、薄い教科書で習った世代かなというふうに思っております。そして、今また教科書を厚くしてもとに戻して、土曜日、先生たちの完全週休2日制、せっかく週休2日制、先生たちもゆとりを持って教えるのになれて

しまったところで反対に授業時数が足りないとかいろんな、文部行政そのものがぶれる。本当に教えたいのは何なのというものが、今の日本の文科省そのものが一貫性がないというふうに私は思っております。一貫性があるのは明治天皇の教育勅語、これにすべて集約されておるんだなというふうに思っております。ある意味では、それを戦争に負けて放棄した日本の教育行政というものが今の無責任で自己中心的な子供たちを育ててしまったのじゃないかなとある面では否定できない部分が多いんじゃないかなと思っております。将来どういう社会人としてこの子供たちを育てて育んでいくのかという基礎の基礎を義務教育でやっていく、それが義務教育であろうと思えますし、私は大川の教育行政というものが、それを大々的に取り組むことで本当に大川で子供たちを育てる、それを目的とした適正配置というものを考えていく必要があるんじゃないのかなと。精神論という部分でこれは市長にもちょっとその辺についてのお考えをお聞かせいただけたらと思えます。また教育長もその辺についてお聞かせいただければと思えます。お願いいたします。

議長（中村博満君）

教育長。

教育長（石橋良知君）

岡議員の教育に対する熱い思い、よく感じ取っておるつもりでございますけれども、御存じのとおり、義務教育でねらっておりますのは、少し抽象的かもしれませんが、人格の完成ということと、それから社会の形成者というものを育成していく、この大きなねらいが2つあると思えます。人格の形成といいますと人格すべてにかかわりますので、内容が非常に多くありますけれども、知・徳・体というのは生きる力というふうに置きかえてもいいと思えますが、そういうものを備えた子供をつくり上げていきたいと。知的ばかりじゃなくて、徳も体力も、こういうものがバランスよく育った子供を培っていく、まさに議員おっしゃるとおり恵まれた環境といいますか、そういう中で育っていかなくちゃいけないというふうに思っておりますし、もう1つの社会の形成者の育成ということは、現在を考えてみますと、過去から育ってきた日本を受け継ぎまして、その文化をその子供がいただく、そのいただいたものは将来に向かってどのようにしていくか、その内容を学んでいるのが現在であると私はとらえておりますので、その学んだ内容を未来に生かしていく、つまり次の世代を担う形成者の育成のためにはやはり基本的な内容というものをしっかり、日本のよさ、伝統でありましょうし、それから知識、理解力、そういうものをすべて子供たちに入れていかなくちゃ

いけない。そうしますと、教育の基本というのは一人一人の持っている能力を引き出し、その能力を引き出し高めていくところに私は教育の役割があると思っております、それが社会で活躍できるコースに乗せることだろうと思っております。したがって、教育の基本は申し上げましたように、一人一人の持っているよさというものを、そういう能力、態度を引き上げながら、そして社会で活躍できるコースに乗せること、そのために現在では教科、領域等が各学校で取り組まれておりますし、ある一定数の施設もありますし、一定の人数の中で切磋琢磨させながら鍛えているなど。だから、最終段階は今申し上げましたように人格の完成と 抽象的な言葉で申しわけございませんけれども、社会の形成者の育成。大川市で申し上げますと、誇りと感謝と、それから志を持ったきらりと輝く大川っ子、これをつくり上げていきたいなというふうに思っているところでございます。

議長（中村博満君）

市長。

市長（植木光治君）

この教育については、基本的には教育委員会の所管ですので、余り大声で言うことはできませんが、言いたいことは山ほどあります。それを教育委員会にも多少お許しいただきまして、少し申し上げたいと思うんですけれども、先ほど議員がおっしゃいましたように、アウトプットの部分で言いますと、子育てについては大川に限ると、こういうふうな形になりますと、まさにまちづくりというのか、そういう面ですばらしい大きな力になると思います。そのためには、やはり独創的なといいますか、今の教育関係の法律の枠組みの中で独創的な、あるいはユニークな、あるいは哲学がきちっとそろった、そういう教育をやっていくということだろうと思います。あくまでも教育基本法をトップとする関係法令の中でしかやっぱり動けませんので、その中でどこまでやれるのかと。そのところはやっぱり少し時間がかかるかもしれませんが、じっくりとやっていって、そして、アウトプットのところでは、繰り返しになりますが、子育ては大川たいと、こういうふうになってくれればすばらしいと思います。

それで、午前中でしたが、川野議員もおっしゃってありましたように、やっぱり私もかつての日本人というのは高度な教育は施されていなかったのかもしれませんが、本当にすばらしいものを持っていたと思います。それは単に自己評価じゃなくて、先ほど川野議員もおっしゃいましたようにフランシスコ・ザビエルとか、あるいはイザベラ・バードとか、それが

らモースとか、外国から来た人たちがはっきりとそういうことを書き残しているんですね。そのところを見ますと、それからフランスの詩人であり外交官でありました、何でしたっけ、ちょっと忘れましたが、世界じゅうで滅びてほしくないのは日本人だと、日本民族だとまで言い切っているんですね、終戦間際に。我々はこういう祖先を持っていたんです。ところが、今はもう口にするのもおぞましいんですけれども、個人主義をはるかに突き抜けて別次元に入って、まさに自己中、何というんですか、利己主義というんですか、こういった雰囲気を漂わせている人たちが、子供たちもたくさんいる。これはまさに教育のなせるわざだと私は思います。ですから、今の教育基本法、あるいは教育関連法律の中で知恵を絞ってそういう子供を一人でも多くつくってほしいと思います。

それから、学校の適正化につきましては、これはなかなか難しい、先ほども教育長おっしゃいましたように難しい判断があります。多ければいいのか、あるいは少なければ少ないほどいいのか、これはなかなか適正ということが何を目的にしたときに適正なのかという判断になるわけですから、これは何を指すときに適正化と、このところの目指すものがはっきりしないと適正の定義というのが出てこないというふうに思います。

我々のころは御承知のように、団塊の世代で60人ぐらいおりまして、五十五、六人でした。我々を想定していなかったんです、昔の教室は。我々がこれほどたくさん生まれるということを世の中が想定していなかった。しかし、生まれちゃったもんですから、やっぱり詰め込まざるを得ない。1教室56人ですよ。それこそ教壇のすそから後ろの壁まで足の踏み場もないぐらいいました。だけど、私は今の子供たちよりも我々の世代のほうが少なくとも学力とか、あるいはハートとかね、いろんな面で向上心とか、あるいは気概とか、そういう面では我々のほうがむしろ今の子供たちよりもすぐれていると思います。それはやっぱり教育のシステムであるとか、あるいは家庭環境であるとか、あるいは地域の教育力とか、そういったものの総合力の結果としてそういうものが出ているというふうに思いますので、教育はなかなか多元的で難しいんですけれども、アウトプットのところは子育てをするなら大川たいと、そういったものを目指して教育委員会には頑張ってくださいたいと思います。

議長（中村博満君）

11番。

11番（岡 秀昭君）

ありがとうございます。適正化、これ本当にデリケートな問題なのかなともある意味は思

います。ただ、本当にどんな学校環境で子供を育てたいのか。それともう1つ、別に先ほどから申していますという大川っ子に、志、誇り、本当にすばらしい振興プログラムをつくっていただいております。これすべて本当にすばらしいわけですよ。先生たちのスキルアップについても、やっぱり大規模校と小規模校。やっぱりベテランの先生が少人数教えればこんなにすばらしい学びの環境はないかもしれません。ただ、過保護でぬくぬくと育ってしまうと、今度大勢の中に入ったときに自己主張ができない、何か萎縮してしまう、これじゃ本当の教育じゃないんじゃないかなというふうに思います。

たびたび申しますけれども、矢部村に行ったときに、もう本当に小さいキャパですから、村じゅう総出で教育委員、教育長から村長からすべて勉強会においでになって、親は出て、村には今年寄りしかおらんじゃないかなと、子供たちも一緒にお話を聞いておりましたけれども、小学校、中学校、本当にそういう部分では小さいキャパだからできる。反対に大都会の福岡の大規模校に年に何回か、柳川にも交流をしております。やっぱりわざわざそういう大勢にまみれる部分を求めていかざるを得ない小規模校。そこまで大川の場合はまだあれかもしれませんが、本来であればクラブ活動、実際に野球じゃ、サッカーじゃ、11人、9人そろわないから、今現在中学校2つ合同で練習したりとか、いろんなクラブチームというものが最近は熱心にあっていますから、土曜日授業参観とかしたら、反対にそういう大会で学校行事に来られないとかいう弊害も出ておる、否定はしませんけれども、そういう部分では、本当のそういう課外活動等についても支障を来すような、やっぱり学校として教育現場がきちとした方向性を指し示すことが、いろんなそういうクラブチームにしてもやりやすい、いろんな相乗効果が出る、そこまで踏み込むようなことを考えていく必要があるのかなと。そして、大勢の中で、やっぱり先生たちも中学校の場合、特に同じ科目の先生がベテラン、中堅、新人、こういう一緒にベテランの授業を新人の先生が見て、反対にベテランの先生が新人の先生をあそこはこう教えたほうがいいよとか、そういうテクニク的なことまで踏み込んで先生のスキルアップにもつながってくるんじゃないかなと。私の描く適正化というもの、子供たちの理想の教育環境、そういうものを含めて私は個人的に思っておりますけれども、その辺についてのお考えをお聞かせいただけますでしょうか。

議長（中村博満君）

教育長。

教育長（石橋良知君）

たくさんありますので、まず、教職員の年齢関係について現状を少し御説明したいと思えます。

じゃ、課長にちょっとさせますので。

議長（中村博満君）

学校教育課長。

学校教育課長（持木芳己君）

本年度の教職員の年齢別の構成について説明をさせていただきたいと思えます。

全体では、本市においては71人教職員がおりまして、20代が2人、構成割合が2.8%、30代が2人、2.8%、40代が23人、32.4%、50歳から54歳が20人、28.2%、55歳以上が24人、33.8%で、平均年齢が48.8歳ということになっています。2年前と比較しますと0.6歳若くなっているという状況です。2年前が49.4歳ということでございます。

議長（中村博満君）

教育長。

教育長（石橋良知君）

今課長が申しあげました現在の割合でございますけれども、理想は御存じのとおり、若い人も中堅もベテランもやはり取りまぜたほうが一番いいというような現状でございます。今一番大川市の学校運営で悩んでおりますのは人材育成でございます。御指摘のとおり、あと10年しましたら60%ぐらい中学校はベテランから新しい人に変わっていきます。また学校の様子等も中での活動というのも変わりますけれども、今現在おる人たちが、例えば、55歳以上の方が今さっき言いましたように30%ぐらいおられなくなったときの学校運営というのはどうしていくか。結局これ適正化にかかわってくる問題だと思えますけれども、そのときには今現在おる人たちの中でいかに現場の中で意思疎通を図りながら、そして、育成をしておかないといけないと。教育委員会としては、その育成の方法というのは今段階的に進めておるところでございますけれども、そういう人材育成というものを考えていくというのが一つ。結局それが子供たちの環境、教育環境、指導環境ですけれども、特に各学級を持ったり指導していきますので、学力、それからさらには知・徳・体ですね、やっぱり生きる力にどのようにかかわっていくかということ非常に不安を持っているところでございます。若いから、ベテランだからというものじゃなくて、それに対する教育的情熱というものをいかに持たせていくかというのがやっぱり人材の基本だと思っておりますので、そのあたりも非常に悩みを



持っているところでございます。

議長（中村博満君）

11番。

11番（岡 秀昭君）

おもしろくないお話ばかりして申しわけないんですけども、大学が学生数が少子化で減ってきて、九州大学が国費留学生を総学生数の2割ぐらいとか、いろんなそういう将来目標を掲げておるそうであります。熊大、鹿児島大学、現在十数名ぐらいの学生、有明高専でさえ5名の外国人留学生がおります。結局国内で少子化で学生が減ってきて、独立行政法人、国の大学、高専でさえやっぱり自分たちで稼ぎなさいという、そういう厳しい経営環境、学校経営というものを迫られておるのが現実であります。義務教育だからぬくぬくとしていいのかなという部分は本当に、反対に先ほどから申しておりますように、そういう人材を派遣できる基礎教育を大川でできるんだと、そういう使命感を持って教育行政というものをつくっていけば、おのずと大川に若い世代は子育てに集まってくるものと私は信じております。ぜひそういう方向性を打ち出していただきたいなと。その先に適正化というものがつながってくるのかなと。近隣の市町でこの適正配置という問題、悩ましい問題、今検討されておるところもあるわけですけども、切り口としては、私は学校の統廃合とか、ストレートに言えばそういうことかもしれませんけれども、本当に子供たちが学ぶ、学習する環境として最高の学習環境とはどういうものなのか、どういう形がいいのか、規模も含めて、これを1年、2年で解決できる問題じゃないと思います、もっと深いと思います。そして、反対に、2年前もお願いをして、やっぱり保護者である、地域である学校評価委員さんたちも入っていただいた中でいろんな学校に対する意見、要望、そういうものも、そして、そういう将来的なビジョンとかも持った中で検討を進めると。ただし、今現在、中学校の耐震改修、これは平成17年ぐらいまでに国のほうはやりなさいということで予算の加減とかいろんなこと、現在大川は中学校3校、まだ耐震改修終わっていないと思っておりますけど、その辺ちょっと確認をお願いします。

議長（中村博満君）

学校教育課長。

学校教育課長（持木芳己君）

議員おっしゃられるとおり、3校についてはまだ耐震化の工事はしておりません。診断は

すべて行っておりまして、1校、三又中学校だけは補強を済んでおりますけれども、大川中学校の体育館もその補強までは終わっています。それ以外は大川中学校の校舎、それと東中、南中の校舎については補強工事はしていないという状況でございます。

議長（中村博満君）

11番。

11番（岡 秀昭君）

よその町で耐震改修をしてしまったら、近づいとる少子化の中で統廃合も切実な問題なのに、困ったな、どうしようかなと。耐震改修をしてしまったならば統廃合なんか考えられんよね。20年ぐらいやっぱり国のお金を使って、国民の税金を使ってそういう大工事をしていくなら、それくらいのスパンの考え方を行政としては考えてこの問題に取り組む必要があるんだというふうに思っております。

今私申しております適正化、これが5年かかるのであれば、耐震化は5年延ばして5年後にその段階ですとか、そういう決断を迫られる問題かなというふうにも思っております。一度耐震改修をしてしまうならば、やっぱり税金使ってこれだけの工事をするのであれば、20年、20年、大事に使って、ただし、20年後に生徒数がどれくらいになっておるのか、やっぱりそこまで推計をとりながらでもやっていく必要があるのかなと。そういう意味で、2年前と同じような質問を改めてさせていただきよるわけであります。この辺についてはハード的なもの、教育振興プログラム見てみますと、「大川の力を活かして一人ひとりの学びを支える教育環境づくり」、目標7、「安全で安心な充実した教育環境を整備する」と。安全でという部分、安心など。これは教育行政の一環ではありましようけれども、その辺についての、これはハード的な問題としては市長のほうのお考えをちょっとお聞かせいただければと思いますけど、よろしいですか。

議長（中村博満君）

市長。

市長（植木光治君）

義務教育といえども、経営的な視点を無視するということは、これはあってはならない、できないと思います。そういう面で統合ということについて、効率性の問題もありますので、やっぱり統合すれば基本的には効率がよくなるだろうということにはなるかと思えます。ただ、大きな方向性を決めるということになりますので、ここはなかなか慎重に議論してお

かないと禍根を残すと思いますけれども、と申しますのは、やっぱり学校というのは、小学校は特にそうなんですけれども、中学校といえども、やっぱり地域に非常に根差した施設ということになっております。地域の伝統、あるいは文化、あるいは地域のコミュニティと直接結びついているようなそういう施設でもありますので、そのあたりを無視するというわけじゃないんでしょうけれども、そのあたりも含めて中学校の存在というのはあるわけありますから、非常に悩ましい、矛盾するような2つの要素をどういうふうに調和していくかということが求められている議論でありますから、非常に難しい議論である。したがって、やはりそういった複雑な要素を考慮しながら、加味しながら一つの結論を得るということになりますから、やっぱりある程度、相当程度の時間と、それから幅の広い議論を積み重ねていかないと判断を誤るということになりますから、ここは例えば、今から始めるとか、そういうことではなくて、やっぱりじっくりとそういったものを視野に入れながら時間をかけて一定の成案を出していくというのがいいと思います。

そこでちょっと悩ましいのが、今議員が鋭く御指摘されましたように、しからば4校、3校の耐震診断というのは、耐震補強というのは、場合によってはあしたからでもしなくてはいけないような問題ではないかということの御指摘でありますので、そこは非常に正直言っつつらいところではありますが、大局論的に言いますと、今のような多分議論になっていくと思いますから、少しやっぱり時間をかけてやっていく必要があるというふうに思います。

議長（中村博満君）

11番。

11番（岡 秀昭君）

ありがとうございます。本当に悩ましい問題だと私も思っております。現実的には、もう何もしないでパラペットのコンクリートが剥離をして落下したりと、子供に当たらなくてよかったねと、そういう状況になっとるはずであります。そういう話を聞いております。するのか、避難場所としての考え方でいけばすぐにでもしなきゃいけない、だから、悩ましいという部分であります。ただ、この適正配置についても議論を先送りして、2年前からほとんど内部的には研究をされとるということでもあります。いろいろそれなりに教育委員会の中でも議論されとるというふうに伺っておりますし、ただ、表立って見えてきませんし、教育委員会の内部だけでの検討でいいのかなと。本当にいろんな立場の人たちの意見を聞きながら、こんな学校教育行政があってほしいなど、そういうものを目指すような検討の場って本

当に、これ2年後にまたもしお尋ねしたときに、このままやったら同じような答えになるような気がします。先延ばしできる問題とできない問題、耐震補強云々は別にしてもですよ、本当に検討しなければいけない大川の教育行政の根本の将来を左右するような大きい決断をしなければいけないんじゃないかなと、そんな思いもあります。教育長、その辺すぐにでも、もう早急にでもなかなか決断するのは難しいとは思いますが、やっぱりそれくらいの決意をする必要というのを感じませんか、お聞かせくださいませんか。

議長（中村博満君）

教育長。

教育長（石橋良知君）

複合的な話で耐震化の問題も言われまして、学校施設関係とそれから適正化というのは本来はマッチする内容じゃないかもしれませんが、子供のすばらしい環境づくりという面で施設設備という面からは入ってくる問題と。私自身も先ほど申し上げましたように、大川市で一番今学校で気にしておりますのは人材育成の問題がありますし、それからもう一つは、そういう耐震化もありますけれども、今さっき市長が御指摘してありましたように、適正化で目指すもの、このあたりがやっぱりきちんとまだしていないんですね。だから、こんなふうなことを目指しながら、だから、学級規模はこれくらいで1学級はこれくらいでこんなと、そのあたりの論建て、それまでのデータを持たない、自分自身が持たないものですから、他市郡でやってある内容等ももっと参考にしながら早期にしくちゃいけないということは私は感じております。感じておりますけど、非常に悔しいんですけども、出せないの申しわけないというのが反面あります。

議長（中村博満君）

11番。

11番（岡 秀昭君）

ありがとうございます。ソフト的なものでいきますと、なかなか教育って本当に奥深くて、そして、ひとりよがりでもいけないし、難しいなと思います。いろんな意味で今の大学受験制度、詰め込み式のそういう教育行政の中で考えていかなきゃいけないのは、そういう暗記主体の教育じゃなくて、本当に興味を持ってどんどん自分から求めていく、いろんな情報を、本を読む、先ほどから出ていました本も大事です。そして、そういう本を読む中で自分なりに解釈、情報を処理して判断をできるようにどんどん研究を重ねていく、自分みずから高み

に上っていくようなですね、そういう子供を育てていかなきゃいけないんだなというふうに思っております。なかなか厳しいあれかもしれませんけれども、ぜひそういう方向性というものを真剣に検討していただきたい。本当に2年前お尋ねしたときとほとんど進歩がない。ただ、意識はしていただかなきゃいけないんじゃないかなと思いますし、ぜひ本当にそういう方向性というものをやっぱり掛け声は出していくべきじゃないかと思います。教育長に期待しておりますので、ぜひそういう方向性を早急にいろんな場で投げかけていって、そして、思いを受けとめた人たちとそういうものを協議していく場を組み立てていったら本当に大川はよくなるんじゃないかなと思います。市長もぜひ教育は教育委員会任せじゃなくて、思いはやっぱりトップリーダーとしてこんなまち、こんな教育してくれよという部分、それからぜひ教育勅語を復活させていただいて、小・中学校、ぜひ校長室ぐらいには張っていただくように額も予算づけしていただいて、お願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（中村博満君）

ここで暫時休憩をいたします。なお、再開時刻は14時45分、2時45分といたしますので、よろしくお願ひいたします。

午後2時28分 休憩

午後2時44分 再開

議長（中村博満君）

休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行します。

次に、12番石橋正毫君。

12番（石橋正毫君）（登壇）

皆さんこんにちは。本日最後の登壇でございます。できるだけ効率よくやりたいと思いますが、（「お願いします」と呼ぶ者あり）答弁の時間がありますので未定でございますが、よろしくお願ひします。

いよいよ梅雨に入りまして、きょうまで空梅雨の模様でございましたけれども、あしたから本格的な雨が降るといような予報でございます。ことしも大雨の被害がないということを実に心から祈るばかりであります。

私は、議席番号12番石橋正毫であります。昨年9月議会におきまして、新橋川の整備の取り組みについて詳しく御答弁をいただいたところでございますが、その後、また新たな状況

となっておりますので、重ねてお尋ねをいたしたいと思うところでございます。

昨年2月、福岡県は約30年ぶりに新橋川の整備事業を再開することを決定したわけであり、昨年の3月以降、地元に対する説明会等が開催されまして、また、市当局におきましても、国や県に対して具体的な要望活動が精力的に行われたわけであり、その結果、ことしに入ってから私たちの念願であった新橋川への強制排水ポンプの設置が決定し、4月には花宗川下流域の改修計画の素案が発表されたところであります。

昭和43年から取り組まれて着々と進行している花宗川改修事業ではありますが、30年間滞ってきた新橋川の開削は地域の防災からも欠くことのできない重要な課題であります。特にその中でも三又校区地内の新橋川の整備は急がなければなりません。平成2年3月、幹線水路大溝線水門の完成によって農業用水が大量に新橋川に排出されることになりました。その結果、中古賀、諸富地区では毎年のように浸水、冠水の被害をこうむってきたのであります。20年以上の長きにわたり、新橋川未整備のために農業者を初め地域住民の生活に多大な影響を与え、地元では行政に対しても改善の訴えを続けてまいられたわけであり、

財政状況も悪化しておる中、福岡県が昨年度から新橋川改修事業を再度立ち上げる、こういうことになったのは、地域住民の長年の願いがやっと天に通じたと、こういうふうな思いがするわけであり、これは、ひとえに行政市当局の努力のたまものであると感謝する次第であります。

そこで、福岡県が示している新橋川改修計画の内容と進捗状況について、また、今後の予定についてお伺いをするものであります。どうか御答弁よろしくお願いいたします。また、具体的問題につきましては自席から質問をさせていただきたいと思っております。

議長（中村博満君）

市長。

市長（植木光治君）（登壇）

石橋正毫議員の新橋川改修計画についてのおただしであります。

現新橋川の整備と排水機場の設置及び新橋川放水路への分流計画について、去る5月16日に向島上野地区、北酒見地区、三又地区の住民の皆さんを対象とした県の説明会が開催されました。

整備計画の骨子は、しばしばはんらの危険にさらされている現新橋川について改修を進め、新橋水門に排水ポンプの設置を行った後、花宗川の分流を計画しているというものであ

ります。

ポンプの設置は分流による水位上昇を抑えることを目的としているものですが、花宗川から新橋川に分流していないときでもポンプを操作し、強制的に排水を行うことで新橋川の水位を低下させることが可能となるため、地域の安全が確保できるものとの説明がなされました。

今後の予定であります。具体的な整備計画を策定するためには現地踏査や測量などさまざまな調査を行う必要があり、県においてその準備を急いでいると聞いております。具体的な整備計画が策定をされれば、再度関係者に対する説明がなされた後に改修工事に着手をされるものと考えております。

いずれにしましても、河川整備計画を実施に移すためには、まずは流域にお住まいの住民の皆様が十分に事業の必要性や重要性、治水上の安全性の向上について御理解をいただくことが最も大切なことであり、本市といたしましても国や県とともに地元の理解に努め、事業の推進に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（中村博満君）

12番。

12番（石橋正毫君）

ありがとうございます。聞くところによりますと、まず改修事業を始めるために測量等調査をやる必要があるんだというようなことでございます。

その後、三又地区地内の新橋川改修、それから中古賀水門改築、新橋水門への排水ポンプの設置、それが終わった後に分流のための開削を行うというようなことで進められるのかなというふうに思うわけですが、昨年9月にもお尋ねしましたけれども、非常に今の旧新橋川といいますか、三又地内の新橋川の状況はひどいわけですね。堤防が低かったりなかったりで、幹線水路大溝線の堤防よりか低いと。10センチから20センチぐらい低いと。それでもって、やはり梅雨時期とかはどうしても浸水が起きるんだというようなことでございますので、調査をするということですが、まず、新橋川の改修工事を行うと聞いておりますけれども、その調査によってどのような工事が予定されておるか、お尋ねしたいと思います。

議長（中村博満君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

まず、現新橋川の整備につきましては、堤防高を高めると、堤防のかさ上げですね。それから中古賀水門を改修すると。そして、新しいバイパス、それから現新橋川の部分も重なりますが、そこも堤防をかさ上げして、花宗川と同じ計画高に持っていくというのがメインでございます。

議長（中村博満君）

12番。

12番（石橋正毫君）

堤防のかさ上げと中古賀水門の改築ということでございますが、本当にこれも長く望まれたことでございますけれども、まず、そのような改良工事、改修工事によって長年繰り返されてきた浸水、冠水の被害は果たして解消されるかというふうに思うわけですが、その改修工事があれば毎年の浸水の被害はありませんという確信はありますか。

議長（中村博満君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

地元の皆さんからもいろいろと御意見をいただいておりますが、まず、国営水路の方向が非常に悪くて直角に現新橋川に流れ出していると。このために現新橋川の上流から流れてきている水を国営水路の水流の勢いで押し戻しているような状況で、そこら辺に水害が発生しているということでしたので、この向きをまず何とか下流側に向くように一つはやらなければいけないと。

それから、先ほど申しましたように現新橋川の堤防が低うございますので、これをかさ上げすることによりまして、ただいまの問題はかなり解消できると。それから、現在の中古賀水門につきましても、ほとんど機能していない状況でございますので、これを本格的に改修をいたしますので、かなりの部分、改善が図られると考えております。

議長（中村博満君）

12番。

12番（石橋正毫君）

先ほども述べましたが、実際、幹線水路大溝線より旧新橋川のゲートよりか上流のほうが20センチぐらい高さも低いということで、どうしてもこれはかさ上げをしなくては、当然漏



るわけですから土のう等を毎年毎年積んでもこれが溢水するというようなことで、非常に難儀しておりましたので、この改修を一日も早くやっていただきまして、この問題が解消されるようにぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それから、中古賀水門のお話も今課長さんから答えていただきましたが、その前に新橋水門への強制排水ポンプの設置についてちょっとお尋ねしたいと思います。

きょうは第1番の一般質問でも御答弁がありましたので、大体理解しておるところでございますが、ただ、非常に規模が、私も当初は感じとして、わあ、それくらいの規模のものでいいのかというようなことを感じたわけでございますけれども、国、県の一定の基準が示されたということで理解をしておるわけでございます。

しかし、なかなかこの運用が難しいんじゃないかなというふうに思っております。北酒見水門から来た水が中古賀水門を通過して逆流をしないかとか、果たして強制排水でスムーズに排水できるかと、運用のぐあいなかなか難しいと思っておりますが、大体の話は聞いておりますけれども、この排水ポンプの運用についてどのように運用するのかということをごま略御説明をお願いしたいと思います。

議長（中村博満君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

再度、パネルを使いまして説明をさせていただきたいと思ひます。（パネルを示す）

これが花宗本川でございますが、通常水はこう流れておりますが、90トンを超える場合のみ、ここに堰をつくりますので、ここをあけて、90トンを超える分だけここを流すようになります。大体この確率が2.7年に1回、約3年に1回程度あけることになるだろうという予想でございます。

それから、最大流量が毎秒60トンでございますが、これは、ここをあけたときに常に60トン流れるということではなく、今説明しましたように90トンを超える部分、最初5トンから10トンにふえてということで、ずっと水量はふえていきますが、その最大が60トンということでございます。

この流れることによりまして現新橋川の水位が上昇するわけですが、自然排水がきかないと。こちらの水路が高くなって自然排水がきかないというときに、通常ポンプを回して強制排水をするということですが、その運用については、今後いろいろと県との協議が必要で

けど、運用の仕方によっては最干潮時にこの水門を閉めて、すぐにポンプを回し始めるということで、この間に計画的に水を排出しておけばかなりの余裕スペックができると。そして、現新橋川に流れる水とここからオーバーフローしてきた分を満潮のここがあげられない時間、これで持ちこたえるというような運用の仕方が考えられるという説明を受けております。

議長（中村博満君）

12番。

12番（石橋正毫君）

また私の質問に入る前にちょっとお尋ねしますが、今、掲示をしていただきましたパネルについてでございますが、ことし4月26日、関係区長さんに対する説明会がございました。これは県のほうが説明をしたわけでございますが、そのときの図面とけさ方、石橋議員の質問に対して示されたパネルと違う点がある。そしてまた、今回も違う点があるが、これについて説明をしていただきたいと思います。

議長（中村博満君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

午前中説明しました図面は、このポンプの位置が水門の下にかかれておりました。私は口頭で、このポンプの位置はまだ確定しておりませんということを説明しましたが、非常に誤解を受けやすいという御指摘を受けましたので、わかりやすいようにポンプの中央部分にかいております。この位置につきましては、今後、いろいろな現地調査等を行った結果、どこにするか県のほうで考えていくということでございます。

議長（中村博満君）

12番。

12番（石橋正毫君）

大体わかりました。いやしくも議会本会議での説明がたびたび変わるようなことでは困りますので、今後、しっかり注意していただきたいというふうに思います。

さて、新橋川のポンプ場ですが、大体お話は聞きました。そもそも花宗川という川を考えると、非常に特殊な川ですね、特殊な川。市長さんが午前中の答弁にも一本川という表現をされましたけれども、ああそうかな、一本川かな、なるほどなと思いましたが、花宗川というのは非常に特殊な川、私は川とは言うけれども、川ではないというふうにも

思っておるわけでありませう。

本当に大川の母なる川は筑後川でございますけれども、筑後川は九重、あるいは阿蘇を水源として143キロ、太古の昔から悠久の流れでございます。悠々と流れております。一日も休まんで流れておるわけですね。大体市長が言われた一本川も筑後川と同じでございます、川上を水源として山から海へ流れている。これが川のイメージですね。

しかし、花宗川というのは普通の川とは違うわけですね。これは大川市史をちょっと読んでみますと、ここにも記述がありますが、花宗川は太田川とともに人工の川であると。約400年前、田中吉政公が花宗川、太田川を開削して、掘割を系統化してかんがい用水の配給をよくしたものであると書いてあります。そのうちの花宗川は、矢部川の水を底湿地に流すために掘削したものであって、導水路であり、貯水池であると書かれております。したがって、ふだんは流れはないと。雨により増水した場合にのみ、余り水が筑後川に排出されるときに流れるだけだと、こういうふうに書いてある。

要するに川であって川ではないというふうな感じを私が述べたのは、そういうゆえんであります。花宗川の流れは、ふだん流れはないと。私先日、担当課に行きまして、花宗川の流量、流水の量はどれくらいか調べてくれというように聞きましたが、流速もなく、ほとんど流れというものはないというふうなお話でございましたが、よく流れが150トンだとか、あるいは90トンであるとか、60トンであるとか、こう言いますものですから、多少いつもそういうふうな数十トンの水が一般の川のように流れておるようなイメージを受けますけれども、ふだん流れはないというふうにつくられた川なんですね。

しかも、水利慣行というものが厳然とあって、4月5日から八十八夜までは取水していいが、それ以降は取ってはいかんということも水利慣行として非常に厳しく決められておまして、今日では筑後導水が完成しましたので水の難儀がありませんけれども、私たち農業者は毎年毎年干ばつのたびに上流のほうに水をもらいに頭を下げてお願いに行っておったというようなことでございます。

今述べましたが、この花宗川の水の量、ふだんの水量ということについて、担当課、もう少し詳しく調べられたと思いますので、教えてください。

議長（中村博満君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

花宗川は宮前小学校の東側にございます新酒見堰の上流と下流で全く状況が異なります。上流につきましては、今議員さんのほうから御指摘がありましたように保水を目的としておりますので、通常はほとんど流れがないということをございます。

そして、雨により増水した分だけを流すということで、雨の量でこの流量が全く変わりますので、どれくらいという数字は一概に言えないところをございますが、県の整備計画から逆に考えますと、3年に1回程度は90トンを超える流量になると。それから、10年に1回は150トンの流量になるということが言えると思います。

それから、酒見堰の下流につきましては、こちらのほうは筑後川の出口の花宗水門を常時あけておりますので、常に潮の満ち引きがっております。これも潮高とか、そのときの状況で全く流れが変わりますので一概には言えませんが、大体そこら辺の地点の川の上幅は45メートルほどございまして、仮に水の流れる幅を40メートル、深さを1メートル、流速を毎秒1メートルというふうに仮定しますと毎秒40トンという数字になりますので、この程度の流量は流れているというふうに言えると思います。

議長（中村博満君）

12番。

12番（石橋正毫君）

よくわかりました。私もいつも花宗川のそばを通っておりますが、潮の満ち引きによりまして水が急激に満ちてきたり、引いたり、流れますもんですから、このように上流のほうからやっぱり流れがあるのかなという誤解が、ややもすると一般市民の方もお受けになるということもあろうかなと思いますけれども、要するに花宗川には各所に堰があるわけございまして、これが一種のダムというような意味をもって、それぞれの流域に高低によってかんがいの用を果たしておるといようなことが今さらながらわかったわけございます。

この排水ポンプが、毎秒8トンのやつがつけられるということをございますが、最初申しましたように、午前中も説明がございまして理解しておりますけれども、この規模のやつが将来、増設でもそういう可能性はないわけでしょうかね。もちろん、国県は一定の基準の上に立ってこの規模のものを設置するわけございますけれども、やはり今日の災害というのは10年に一度とか、30年に一度というものではありません。やっぱり100年、1000年に一度の大災害が発生するわけございますから、少しでも大きい施設をと望むのは当然であります。この増設の可能性は全然ないのか、こういうことについてお伺いしたいと思います。

議長（中村博満君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

その点については、私どもも県のほうにお尋ねした経緯がございます。回答は次のようなものでございました。

今後、気象の変化や流域の開発状況などにより顕著に浸水被害が発生する場合は、他河川とのバランスを考え、必要に応じ、対策を考えるとのことでした。平たく申しますと、8トンのポンプをつけて、浸水被害が何回も起こればポンプは増設しますということでございます。

議長（中村博満君）

12番。

12番（石橋正毫君）

それなら、いっそのこと大き目のやつをつけていただくといいわけですが、そういうふうな県の方針というのがあるということであれば理解したいと思います。

それでは、続きまして中古賀水門の改築についてお尋ねをいたします。

中古賀水門は改築をするんだということですが、約50年前に新橋水門が完成しまして、中古賀水門は防潮水門としての役目がなくなってしまったと。こういうことで現在荒廃しております。今後、洪水時の新橋川への分流に備えて、そのときの三又地内への逆流を防止するために改築をされるんだというふうに思いますけれども、そういうふうな大雨のとき、地内そのものの増水が考えられます。その増水のために、増水対策として排水ポンプの設置が必ず必要だと思いますが、県は今後調査をして必要があれば設置すると、そういうふうな考えのようでございますけれども、どうでしょうか、お伺いいたします。

議長（中村博満君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

まず、中古賀水門の改修の件ですけど、非常に新橋川放流路との角度が悪うございまして、放流した場合にそこから逆流するような形態ということになっております。これの対策についても十分考えたいということと、地元のほうからは国営水路の関係でたびたびそういうふうに浸水被害があっているということございまして、現地調査の結果にもよりますが、大

体中古賀水門にもポンプを設置するという考えが強いようでございます。市としても、これをぜひ実現していただきたいということをお願いをしまいたいと考えております。

議長（中村博満君）

12番。

12番（石橋正毫君）

従来、三又地内には新橋川を掘削して花宗川の水を取るということに対しては、いわば拒否反応みたいな、そういうふうな絶対的な反応があります。やっぱり三又地内の皆さん方の不安を取り除くためにも、また協力をいただくためにも、これは当然中古賀水門への強制排水ポンプは絶対必要だというふうに思いますから、当局におきましても強く県のほうに働きかけて、ぜひとも設置をするような形でやっていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

議長（中村博満君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

今御意見をいただきましたように、ぜひとも実現するように全力を傾けてお願いをしまいたいと考えております。

議長（中村博満君）

12番。

12番（石橋正毫君）

ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、向島上野地区樋管への排水ポンプの設置の必要性について伺います。

中古賀水門に排水ポンプが必要ということであれば、三又地区と同様、向島上野地区も非常に低地であります。新橋川への排水がどうしても必要でございます。現在も排水しております。中古賀水門と同じく、上野地区の樋管にも当然排水ポンプは必要じゃないかと、こういうふうに思いますが、当局はどういうふうにお考えでしょうか。

議長（中村博満君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

私どももそのように考えておりまして県をお願いをしておりますが、県としても規模とか場所はまだ全然確定しておりませんが、おおむね小さいポンプにはなるかもしれませんが、

当然それを視野に入れて検討したいということで考えていただいているようでございます。

議長（中村博満君）

12番。

12番（石橋正毫君）

向島地区、上野地区の排水は国道208号線で遮断をされまして、非常に排水も悪いというような状況でございまして、当然洪水のような危険性のあるときには上野地区の排水が難儀しますので、ぜひとも排水施設の設置を強く働きかけていただきますように要望いたしておきます。

続きまして、水門等への監視カメラの設置による的確な水門の運用について伺います。

大川市の地域防災計画、こういうものがございまして、その資料を見ておきますと、水防上重要な市内の水門施設というものが27カ所ありますね。27カ所。その一覧表を見ておきますと、管理者と操作担当が非常にばらばら、地区地区で違うわけですよ、一つ一つ。例えば、花宗水門は管理者は河川事務所、国ですね。操作担当も当然国の大川出張所がやっておるわけですが、花宗川の関係でいいますと、新酒見堰、これは福岡県の管理ですね。それから、操作担当は花宗太田土木組合がやっておると。現酒見堰、上流の旧酒見堰ですね、これは管理者は県と花宗太田土木、操作担当は花宗太田土木ということでございます。新橋の水門は、管理は国、河川事務所、操作担当は大川市。国営水路大溝線ゲートは、管理は国、農水省、それから操作担当は大川市でございます。

こういうふうにいるばらばらになっておるわけですね。しかも、資料の注釈をみますと、水門の操作担当者は水位の変動を常に監視するとともに、水防管理者と連絡を密にして適正な操作を行うものとする、こういうふうに書かれておりますね。この責任者は、防災会議の会長は市長さんでございますが、そういうことで住民の生命、身体安全を災害から守るということでございます。

いろんな水門施設の監視体制はどのようにされておるのか、お伺いしたいと思います。

議長（中村博満君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

お答えいたします前に一言ちょっとおわびを申し上げますが、私どもが議会のほうに対する連絡が不徹底だったかもしれませんが、花宗水門につきましては、昨年、操作管理を国

のほうから市のほうに委託を受けております。通常の点検整備、それから通常の大潮時等の操作につきましては、委託を受けました市のほうの判断で行っておりますが、台風とか大雨とか、そういう水防体制のときには直接国のほうが指揮をとるということになっております。

それから、水門の管理体制の御質問でございますが、それぞれ操作人さんが別々ですけど、操作人さんに操作自体を、管理人さんに操作自体を委託しているということございまして、十分な連絡体制ができていくかということにつきましては、十分ではないということが言えると思います。

議長（中村博満君）

12番。

12番（石橋正毫君）

多数にわたる重要な水防施設ですね、水門、消防長もお見えでございますが、一たんそういうふうな災害対策本部が立ち上げられると、ほとんど毎年のように対策本部は立ち上げがあつておるとは思いますけれども、このようなときに監視がきちんとできておるのかなと。管理人は樋管の管理人さんに委託をしておるということで、果たして管理体制は大丈夫なのかというふうに思うわけですよ。非常に危うい気持ちですけれども、花宗太田土木組合ではいろんな樋管を管理してございますけれども、現在、3カ所で監視カメラを設置して一元的に監視活動をやつてあるというふうに聞いております。大川の旧酒見堰、それから三橋の磯鳥堰ですね、それから筑後市の三ツ割、3カ所に監視カメラがあるというようなことでございます。

私も国営水路の大溝線ゲートをちょっと見に行きましたら、ここには子局監視装置盤というボックスがあります。これについて説明してください。管理は市がしよつとでしょう。　　ああ、操作。

議長（中村博満君）

クリーク課長。

クリーク課長（古賀政彦君）

監視カメラ及び水位計というのも各水路の樋門、もしくは分岐点、また境界等に設置をされてございます。これにつきまして一極集中で情報を集めまして、インターネットを通じて監視ができるというようなシステムは現在構築されておるところでございます。

議長（中村博満君）



12番。

12番（石橋正毫君）

それでは、インターネットで見ることができるということでございますので、当然そういう水防上緊急な場合には、市においても、対策本部においてもそれを監視することができるということですか。

議長（中村博満君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

花宗水門及び国土交通省が設置しております監視カメラにつきましては、市のほうまでケーブルが引かれておりまして、こちらのほうのモニターで見ることができるようになっております。

議長（中村博満君）

12番。

12番（石橋正毫君）

私が申し上げたい、お願いしたいのは、水門の管理というのは、最近是非常にハイテクでございますので、監視をしようと思えば一極集中的にどんなにでも監視できるわけですから、それをやっていただきたいわけですよ。特に新橋川を掘削されて、緊急時に新橋川のほうに分流をされるといった場合に中古賀水門や新橋川の強制排水、そういうものは非常に運用が難しいというか、煩雑だと思うんですよ。ですから、やはり市としても水防上もそういうふうな監視体制の整備を行われまして、一元的に監視ができるように、ひとつ管理者はそれぞれいろいろ違いますけれども、そういうふうな形態を整備していただきまして、監視がスムーズにできるようにやっていただきたいなというふうに思いますが、それはできるでしょうか。

議長（中村博満君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

御指摘いただきましたように、特に今回の新橋への分流箇所の水門と新橋樋門との連携ほか、非常に重要になってくると私どもも考えております。国、県等に対しましては、その重要性について認識していただき、ぜひとも市のほうにも情報を提供していただいて、また、

運用がスムーズにいきますように国県に対してはお願いしてまいりたいというふうに考えております。

議長（中村博満君）

12番。

12番（石橋正毫君）

ありがとうございます。今回の新橋川の改修工事完成の暁には、少なくとも新酒見堰、中古賀水門、新橋水門にはそういう監視カメラが設置されまして、きちんと管理運用がされるようにやっていただきたいと、こういうふうに強く要望しておきたいと思います。

続きまして、木ノ元樋管付近の堤防の強化についてお尋ねをしたいと思います。

その前に、現在、旧酒見水門というか、県道が通っておりますが、酒見堰ですね、酒見橋、これは新しい橋が完成すると撤去というようなことを聞いておりますが、撤去されるのか、地元の要望等があって残していただきたいというようなお話もあるようでございますし、また、新橋川の40メートル、50メートルの川幅の水量が流れてくると向島に水がかぶるおそれがあるので、防波堤的な意味を持って残しておってほしいというような、こういう声もあると思いますが、今後、旧酒見堰はどういうふうな形になるのか、お尋ねいたしたいと思います。

議長（中村博満君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

ただいまの旧酒見堰の話は、以前、内藤議員さんのほうからもいただいたことがあります。県のほうにも地元としてはそういう愛着がある、また、歴史的な重みもあるということで伝えておりますが、同箇所は河川断面が広がりますので、はっきり申しまして障害物というような形になってしまいます。このことから、現酒見堰については撤去という方針は変わらないというふうに聞いておるところでございます。

議長（中村博満君）

12番。

12番（石橋正毫君）

花宗川の中流域は40メートル、50メートルも広がるということでございますので、障害物になるというようなお話でございます。

ところで、花宗川と新橋川との分岐点、木ノ元付近ですね、向島の木ノ元付近ですが、ここは川の形がアルファベットのTの形になるんですね。新橋川が掘られてもTの字の形になりまして、新酒見堰と北酒見水門の2つの障害物のために川の流れが滞留状態、こういうふうになる。したがって、水位上昇が考えられます。地域の住民におきましては、集中豪雨の場合、花宗川が急に増水してこの地域であふれるんじゃないかと、こういう危惧が非常に高いわけでございます。この件につきまして御答弁をよろしくお願いします。

議長（中村博満君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

ただいまの御意見は地元説明会でもいただきました。市といたしましても、この点については県のほうへお願いをしているところでございます。当然水位が計画以上に上がるのではないかとということで申し入れをしておりますが、一応県の説明によりますと、現計画高から70センチほどの余裕があると。そして、毎秒150トン流れるときの流速、水の流れは毎秒0.55メートル、約55センチで人の歩く速さの半分程度の流れだから、そうこの水位が上がることはないということでございました。

しかし、最も強度が必要とされるということは私もよく認識しておりますし、特に重要な地点だと思っておりますので、この部分の堤防の強化ということにつきましては、引き続き要望して、しっかりしたものをつくっていただきたいというふうに考えております。

議長（中村博満君）

12番。

12番（石橋正毫君）

大川市の水防計画の中でも、水防上最も重要な地点ということでは、花宗川の河口から酒見堰までというようなことが書かれておると思いますが、酒見堰までじゃなくて、堰の上流もひとつ水防上最も重要な地点のうちに加えていただきまして、住民の不安がないように十二分に検討していただきたいと。そして、今答弁いただきましたけれども、県に対しまして堤防の強化というものを市の責任において強く働きかけていただきたいというふうに強く要望しておきます。

続きまして、花宗川本流の堆積渦、これの除去についてお尋ねをいたします。

花宗川は潮の満ち引きによりまして、渦が大量に堆積しております。これは花宗川の流れ

を非常に阻害していると、こういうふうと思うんです。しゅんせつ作業はどのようにやられておるのか、計画的にやっておるのか、または要望に応じてやっておるのか、そういうふうなところをひとつよろしく、御答弁をよろしくお願いします。

議長（中村博満君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

これまでの瀧のしゅんせつにつきましては、基本的に要望があつてということで行われております。それで、説明会でも、それから市のほうからもたびたび計画的なしゅんせつをお願いしておりますので、今後は瀧の堆積の状況などの調査を行い、この調査結果をもとに計画的に今後瀧のしゅんせつを計画していきたいというふうに返事をいただいております。

議長（中村博満君）

12番。

12番（石橋正毫君）

今後は計画的にしゅんせつ作業をやるように持っていきたいというような答弁であります。当然、花宗川の改修、本当に立派な改修工事が進んでおります。しかしながら、河口の近くは以前とちっとも変わらんと、そういうことでは非常に困るわけですよ。ひとつ計画的にしゅんせつ作業をやっていただくと、こういうことは強く県のほうに言ってもらって、実現できるようにお願いしたいと思います。

それから、しゅんせつを今までやっておるところでも、部分的にこう薬を張ったみたいのところどころヨシが残っておる。これはどうしてかなと皆さん言っております。市民の皆さんもですね。これについて御説明をお願いします。

議長（中村博満君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

ヨシは水の浄化作用があるということで、市民の方からも残してほしいというような声もありますし、県としても環境上の問題から支障にならない程度は残しておこうということで、幾つか残っている部分がございます。

議長（中村博満君）

12番。

12番（石橋正毫君）

支障にならない程度は残しておるといってございますが、支障にならないんですか。橋梁をつくる時、橋げた一本だっただけでつければ水の流れを阻害するんだ何だと言うわけですけども、冬場はヨシをきちんと切りますよというようなことできれいに刈ってある。しかし、問題は夏場ですね。今見ておりますと、ヨシが青々と茂って、最も防災上水がよく流れにゃいかんときに、これは水の流れを阻害するじゃないですか。そして、水質をよくするというふうに言われますが、水質効果はありますか、お尋ねします。

議長（中村博満君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

水質浄化は私も話に聞いただけで、実際どれほどのものかというのはよく存じません。

それから、支障にならないのかということでございますが、確かに支障になる部分はあると思います。最大毎秒150トンの計画でございますが、これは基本的に中流部、酒見堰から上のほうが整備され、川幅が広がったときに流れてくる量でございますが、雨的にはもちろん毎秒150トンの水が来る量の雨が降っているんですけど、現在のところ、花宗川自体の整備が進んでおりませんので、悪い言い方ですが、途中でいろいろ浸水したりとかで今流れてくる量に対しては残してもそんなに支障はないと。ただ、将来これが整備が進んで上からの水が計画どおりに流れてくるようになれば、そのときはまた状況が変わってくるかと思えます。

議長（中村博満君）

12番。

12番（石橋正毫君）

花宗川の水は毎回毎回有明海のほうに戻っておりますので、有明海再生のために花宗川が大きく貢献をしているというようなことかも知れませんが、ひとつ新橋川だって分流をしてもらっては困るとか、しなくちゃいかんとか、すったもんだやっておる時期に、やはりしゅんせつはきちんとやっていただいて、そういう防災上の懸念はありませんよというような形でやっていただきたいなというふうに思うわけでございます。とにかくしゅんせつ作業は計画的にきれいにやっていただきたいと、こういうふうに重ねてお願いをいたしておきます。

それから、最後になりますが、これは特に通告はしておりませんが、花宗川改修計

画の一環でございます。それから、前回の一般質問のときも市長にお願いをしておりました。皇后殿、片葉葦の植生保護、これについて市長はぜひとも必要であると、皇后殿の南側に植生の保護をしたいというような御答弁もいただいております。

新橋川の開削工事も間近になろうかと思えます。皇后殿の付近の北酒見水門の設備もこれから工事に入ります。そういうこともあわせて、片葉葦の植生の保護についてはどういふふうな進展があるのか、これは市長、よろしくお願ひします。

議長（中村博満君）

市長。

市長（植木光治君）

具体的な動きはないということを言いよりますけれども、保全、保存といひますか、それはしていかなければならないというふうにしておりまして、例えば、河川の改修等でその部分について保存が難しくなるというような事態がもし出てくれば、きちっと保存するというようなことはしていかなければならんと思ひます。

議長（中村博満君）

12番。

12番（石橋正毫君）

この花宗川の改修で失われている片葉葦、失われつつある片葉葦といひますか、これは大川の歴史の証明であります。1800年の歴史のですね。これは大川市の財産でございます。ぜひともこれが消滅することのないようにやっていただきたいと、こういうふうにしております。

花宗川の中流は川幅が非常に広い。40メートルも50メートルもあると。こういうふうによく満々と水をたたえるようになります。これを排出する河口が狭くは洪水の危険は増大するわけです。花宗川のしゅんせつ、それから新橋川の開削、分流の事業が1年でも1日でも早く完了いたしまして、地域の安心・安全が確保されますように、今後一層市当局におかれましては努力をしていただきますようお願いをいたしまして、今回の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（中村博満君）

以上で本日の一般質問を終わります。

なお、次の本会議は明日午前9時から開くことになっておりますので、念のため申し添え

ます。

本日はこれにて散会いたします。

午後 3 時40分 散会